

---

## 第5回 飯南町議会定例会会議録 (第1回)

令和7年9月8日 (月曜日)

---

### 議事日程 (第1号)

令和7年9月8日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 陳情について  
日程第5 町長提出議案上程  
日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明  
日程第7 提案理由の詳細説明  
日程第8 質疑  
日程第9 委員会付託
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 陳情について  
日程第5 町長提出議案上程  
日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明  
日程第7 提案理由の詳細説明  
日程第8 質疑  
日程第9 委員会付託
- 

### 出席議員 (10名)

1番	早 梶 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	内 藤 真 一	4番	高 橋 英 次
5番	安 部 誠 也	6番	景 山 登 美 男
7番	安 部 丘	8番	平 石 玲 児
9番	岸 光 研	10番	高 橋 徹

---

## 欠席議員（なし）

## 欠 員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 三 島 光 曜

### 説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防 災 危 機 管 理 室 長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	基 幹 支 所 長	渡 邊 博 司
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

### 欠席した職員の氏名

### 午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回飯南町議会定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、4番、高橋英次議員、5番、安部誠也議員の両名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
9月3日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、

委員会の報告を求めます。

2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。去る9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたので報告します。

会期は、本日から9月19日までの12日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

9日と10日は休会とし、11日に本会議を再開し、一般質問を行います。

12日から18日まで各常任委員会、及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。なお、13日、14日、15日は休会とします。

最終19日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

○議長（早瀬 徹雄） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日9月8日から19日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早瀬 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月8日から19日までの12日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（早瀬 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

このうち、6月27日と8月26日に開催された雲南広域連合議会臨時会及び定例会での概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案は全て可決認定されております。

また、8月6日には、広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式が広島市で行われました。被爆80周年という節目の年を迎えることから、飯南町長、飯南町議会議長にもご案内があり、塚原町長とともに出席をいたしました。改めて世界の平和を願ったところでございます。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示しておりますので、ご覧ください。

さい。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、説明をお願いします。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。みなさん、おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに、去る8月22日に執行した例月現金出納検査の報告書を提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

.....  
飯監第19号  
令和7年8月22日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

飯南町監査委員 那須照男  
飯南町監査委員 平石玲児

### 現金出納検査報告書

#### 第1 検査の概要

##### 1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和7年7月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

##### 2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

#### 第2 検査の結果

飯南町の令和7年7月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

##### 2. 留意改善を要する事項 なし

#### 第3 その他 なし

.....  
令和7年7月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査結果の報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日までに、陳情1件を受理しております。陳情文書表及び陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

陳情第2号、家畜伝染病発生時の防疫対応については、総務厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第1号から議案第62号までの13議案を一括上程いたします。

---

#### 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和7年第5回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、飯南町議会議員一般選挙についてであります。

任期満了に伴う飯南町議会議員一般選挙が行われ、新たに10名の議員がご当選の栄に浴されたところであります。議員各位におかれましては、それぞれの立場で自らの政策を公約に掲げられ、町民の皆様からの信任を得て見事当選を果たされたところであります。改めましてお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

また、先月1日に開催されました議会臨時会において、議長に早樋徹雄議員、副議長には内藤眞一議員が選任されたのをはじめ、常任委員会など各委員会の構成も決まり、

本定例会から新たな議員構成のもとで諸議案を審議いただることとなります。

私といたしましても、議員各位のご指導を賜りながら、住民の福祉向上に向けて職員とともに全力で取り組んでまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、知事要望についてであります。

先月 27 日、早樋議長にも同席いただき、丸山知事に対し、本町の実情や喫緊の課題についてお伝えし、本町の発展のため特に必要な支援について要望いたしました。

本年は、

- ①飯南病院の医療従事者等の確保
- ②高齢者福祉施設整備等への支援
- ③公共事業の安定的な予算確保

以上の 3 項目を重点要望しております。

知事からは、「医師の確保については、全県的な要望でもあることから、関係者とともに取り組みたい。医療従事者が必要とされる地域への配置が可能となるよう、国へ制度設計をお願いしていきたい」

「高齢者福祉施設等への支援については、円滑に施設が設置されるよう、必要なアドバイスを行っていきたい」

「公共事業の安定的な予算確保については、関係者と連携した事業の推進に取り組み、国に対して必要な交付金が配分されるよう、要望してまいりたい」などの回答をいただき、予算措置や町政課題への対応について意見交換を行ったところであります。

次に、物価高に対する支援対策についてであります。

物価高騰の影響が長期化し、家計や事業所に広範囲な影響を及ぼしています。社会福祉施設等につきましては、島根県において、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な施設等を対象として、光熱費、食材料費に対する応援金制度が創設されています。

県内の医療機関、高齢者福祉施設、障がい福祉施設等が対象となりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

物流につきましては、昨年 4 月から適用されたトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、輸送コストが上昇しています。これにより、町内から発送する生鮮野菜等の路線集荷についても運賃の増加を求められており、農業者に影響を与えていくことが課題となっています。

町としましては、安定した生産活動の継続を支援するため、増額となった輸送費の一部を緊急的に補助し、運賃負担の軽減を図りたいと考えております。

小中学校の学校給食につきましては、食材費の高騰が続いていることから、保護者負担への影響が課題となっております。

町としましては、飯南町学校給食会へ、これら高騰分を補助し、昨年度並みの単価で

学校給食を提供できるよう、対応したいと考えております。

それでは、今年度からスタートしました第3次飯南町総合振興計画の政策分野にもとづき、主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、飯南町教育環境基本計画についてであります。

6月議会定例会において、教育環境基本計画検討特別委員会から教育環境基本計画(素案)に対する審査意見があり、議会で承認されたところであります。

その内容は、小学校につきましては「赤名小学校、来島小学校、頓原小学校は、児童数の推移や学校の状況から判断し、可能な限り存続する。令和12年度、13年度の新入学児童数は全体でも20人を切る厳しい状況がある。今後の小学校のあり方を、1校も視野に研究する」「志々小学校は、児童数の減少と学校施設などの状況をもとに、保護者や地域と十分に協議し、頓原小学校への統合を検討する」とされています。

また、中学校につきましては「飯南町ならではの魅力ある教育を一層強化するため、中学校再編にあたっては新設を基本とする。但し、新設までの間にあって再編の必要性が生じた場合は、赤来中学校、頓原中学校のいずれかの校舎を当分の間、使用する。これらの検討にあたっては客観性を確保する観点から、再編検討委員会等を設け十分議論し決定していく。」とされています。

議会から示された報告内容を尊重し、教育環境基本計画を取りまとめましたので、関連する議案を本定例会に提出しております。

なお、志々小学校につきましては、児童数の減少や校舎の安全性を考慮して計画の策定とは別に、早期に検討すべきと判断しており、先月下旬から保護者や地域住民への説明を始めたところであり、学校の今後のあり方について丁寧な説明を行い、関係の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

次に、保育所の今後のあり方に関する検討についてであります。

6月23日に、保育所業務を委託している飯南町社会福祉協議会から、「保育士の不足」「児童数の減少」などの状況を踏まえ、「飯南町保育所の今後のあり方について、協議する場を設けてほしい」という内容などが盛り込まれた要望書の提出を受けました。

第3次総合振興計画におきましても「保育環境の充実」のために「今後の保育運営のあり方について検討する」としており、適切な保育を継続し、保育を取り巻く現状・課題を把握するための検討組織を設置したく、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、「二十歳のつどい」についてであります。

先月15日、「令和7年度飯南町二十歳のつどい」を開催しました。

当日は31名の若者が出席し、式典終了後には交流会として、恩師からのメッセージや飯南神楽団による神楽の演目が披露され、晴れの門出に華を添えていただきました。

出席者は、久々に会う友人や恩師との再会を喜び、近況を話し合うなど楽しいひと時を過ごし、また、ご家族ともゆっくりと過ごされたものと思います。

このように、町内外で頑張っている若者をあたたかく祝福することで、ふるさと飯南町への想いを深めていただける良い機会となったものと思います。

次に、飯南高校の生徒数確保についてであります。

先月4日、飯南高校においてオープンハイスクールが開催され、86名の生徒が参加し、飯南高校の教育活動や学校生活を見学されました。

県内や全国から集まつてくる生徒に、生命地域学や習熟度別少人数指導など、飯南高校の特色ある取組や魅力をしっかりとPRする機会になったのではないかと感じております。

今年も、飯南高校と本町の魅力を体験いただくサマーツアーを実施しており、来月には2回目のオープンハイスクールも開催される予定であります。引き続き飯南高校のPRに力を入れながら、生徒数確保に向けて取り組んでまいります。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、飯南米の普及啓発についてであります。

コメ政策をめぐり、石破総理大臣は、需要を見通せず生産量が不足していたことが価格高騰を招いたとして増産の方針を表明し、耕作放棄地の拡大を食い止め農地を次の世代につないでいくとともに、輸出の拡大や農地の大区画化、生産性向上などに取り組んでいく考えを示されました。

こうした中、今年は例年と異なり、5月の時点で「概算金の最低保証額」として、コシヒカリ1等60キロ当たり2万1千円が提示されておりましたが、先月25日に概算金が公表されたところです。新聞の一面でも大きく取り上げられ、その価格は28,400円となり、過去最高の11,600円を引き上げる内容でした。

本町におきましては、地域加算があることから「1等特別栽培コシヒカリ」で15,100円／袋、「慣行栽培コシヒカリ」で14,850円／袋、「低タンパクのCE特別栽培コシヒカリ」で15,350円／袋と、いずれも大幅な増額となっております。加えて、酒米やもち米についても大幅な増額が提示されております。

猛暑や渇水によるコメの作柄への影響が懸念され、収穫期の供給状況が不透明になったことも、概算金を引き上げる材料となっています。

生産者にとっては、肥料代や燃料代の高騰が続く中、生産コストに見合った米価の維持が必要です。

町としましては、良質米である飯南米が有利販売となり、その結果が米価に反映されるよう、引き続き関係機関と連携し、飯南米のPRに積極的に取り組んでまいります。

次に、担い手支援センターへの専任職員配置についてであります。

現在、町では、農業の担い手への支援活動や各種団体の機能、関係機関との連携を強

化し、担い手への相談対応や情報収集、技術指導を目的として「飯南町農業担い手支援センター」を設置しており、関係団体と連携し、相談体制を整備しています。

農地 1 筆ごとに 10 年後の担い手を地図に示す「地域計画」が 3 月に町内 20 地区で策定されましたが、担い手未定の農地が散見され、また担い手となる集落営農組織もオペレーターが後継者不足である組織が多く見られるなど、担い手を巡る状況は大変厳しいことが改めて浮き彫りとなっています。

このような情勢に対応するため、担い手支援センターへ経験と実績のある専任職員を配置し、農業者への一貫した支援や農事組合法人、認定農業者、個人農家が補助事業を活用される際の相談がスムーズに行えるよう、体制を強化してまいります。

次に、スマート農業導入支援事業についてであります。

農業分野では、担い手の高齢化や厳しい労働環境により、労働力不足が大きな課題となっております。こうした状況の中、島根県においては「農業省力化投資支援対策事業補助金」が創設されました。

この事業は、慢性的な人手不足に直面する農業者が、生産性を高め、持続可能な農業を実現するために必要な省力化機械や設備の導入を支援するものです。

現時点で個人から 4 件、法人から 7 件の要望がありますが、本町としましても、県の事業と町独自の事業を組み合わせ、スマート農業の導入を推進し、省力化による農業経営支援をしてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

ガソリンスタンドの維持につきましては、これまで地下タンクの改修や配送料用ローリー車輌の更新など、事業者にとってハード整備が重い負担となることから、国、県の補助制度に併せ、町も補助制度により支援を行っています。

町や町村会での要望の結果、今年度も更に県補助事業の要件が緩和され、対象事業が拡大されております。

今回の要件緩和等により、町内事業所 1 箇所が計量器など、設備の更新を予定されています。

い～にやん PAY につきましては、先月 18 日から 29 日まで、1 万円を上限にチャージすると最大 2 千ポイントが付与される「現金チャージポイント還元キャンペーン」が実施されました。

飯南町商工会から、最終日までに 634 件、550 万円余りのチャージ利用があったと報告を受けており、年末に向けても利用の促進に繋がるキャンペーン企画を実施予定とのことであります。

次に、観光の振興についてであります。

7 月 21 日に中国地方最大級のヒルクライムレース、飯南ヒルクライム 2025 が、NPO 法人サイクリストビューの主催により開催され、約 140 名のサイクリストがエントリー

しました。遠方からは四国4県をはじめ、九州地方や関西方面からの参加者もありました。

美郷町大和地区をスタート地点とし、谷地区の県道邑南飯南線から町道赤名井戸谷線を経由し向谷をゴールとする延長約7.7km、高低差400mの急峻なコースを、炎天下の元でしたが、参加者全員が元気に完走しました。

赤名観光りんご園につきましては、今月1日から開園し、親子連れなどで賑わっています。今が旬の「さんさ」「つがる」をはじめ、今月下旬頃からは順次「秋映」「千秋」「新世界」「王林」「ふじ」など、様々な品種が食べごろを迎えます。11月9日まで開園していますので、多くの方にお越しいただき、飯南の秋の味覚を堪能していただければと思います。

次に、姉妹都市・友好交流都市との交流についてであります。

姉妹都市である兵庫県伊丹市との交流につきましては、佐見地区が伊丹市民を受入れ、毎年田植え・稻刈りを通じた交流を継続されており、来月に稻刈りイベントを実施されます。

友好交流都市である長崎県大村市との交流につきましては、先月に親子体験ツアーを大村市内で実施しました。町内から7家族14名の参加があり、夏越（なごし）まつりや水上アクティビティなど、普段の暮らしとは異なる魅力に触れる貴重な体験となりました。

今後も活発な交流が行われ、将来を担う子どもたちの見聞が深まることを期待しております。

また、今年度は伊丹市との姉妹都市協定締結45周年、大村市との友好交流都市協定締結10周年の節目となることから、来月18日、本町において記念行事を行う予定であります。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。

はじめに、予防接種についてであります。

新型コロナの予防接種につきましては、先月の自治会文書で周知し、飯南病院やかかりつけ医へご自身で予約していただくようご案内しております。

飯南病院では、来月に10日間の接種日を設けていますので、ご利用の際は今月中にご予約をお願いいたします。

インフルエンザの予防接種につきましては、11月から実施できるよう準備しております。

次に、長寿のお祝いについてであります。

本町にお住まいで、今年度に百歳を迎える方に、内閣総理大臣から「お祝い状と記念品」が届きましたので、敬老の日に合わせて伝達することとしております。

百歳を迎える方は、田邊諒子（たなべあつこ）さん、篠原フサコ（しのはらふさ

こ）さん、水間一子（みずまかずこ）さん、中村和枝（なかむらかずえ）さん、三島澄江（みしますみえ）さん、原フサコ（はらふさこ）さん、松原博信（まつばらひろのぶ）さん、梶谷アキノ（かじたにあきの）さん、以上の8名であります。

対象となる皆様は、各種の福祉サービスを受けながら、お元気にお過ごしであり、心からお祝い申し上げますとともに、これからも健やかに日常生活を送っていただきたいと願うところであります。

次に、特別養護老人ホーム（介護事業）統合に向けた支援についてであります。

新たな特別養護老人ホームの整備につきましては、飯南病院近くの土地において、敷地造成工事の実施に向けて準備を進めております。

町が支援する用地買収及び敷地造成工事において、建設予定地である農地の解除手続きに日数を要していますが、年内に着工したいと考えています。

次に、国民健康保険料の引き下げについてであります。

国は、令和18年度までに国民健康保険料の水準を都道府県内で「完全統一」することを推進しています。「完全統一」後は、町が国保事業を運営するために積み立ててきた基金を、保険料抑制目的で使用できないことから、当面の間は基金を活用することを念頭に入れた国保事業の運営が必要となります。

2月と6月の2回開催された飯南町国民健康保険運営協議会においては、「完全統一」が実施されるまでの基金の活用や保険料率の試算について協議されました。

その協議において、今年度は保険料率を10%引き下げ、次年度以降も基金残高を踏まえて保険料率を毎年検討することが合意されたところであります。

のことから、今年度の保険料率を10%引き下げることとし、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、飯南病院における医師の体制についてであります。

令和5年度から勤務いただいております文田昌平先生が、今月末をもって退任されます。文田先生は、専攻医として勤務いただいた期間を含め、4年間にわたり本町での医療にご尽力いただきました。総合診療の実践の場として本町で培われた経験を活かしていただき、今後もますますご活躍されることをご祈念いたします。

後任には、これまで隠岐病院で勤務されておりました、小川敦子先生が8月に着任されております。

次に、病院事業の運営についてであります。

昨年度の決算につきましては、入院患者数の増加などにより、入院収益・外来収益ともに増収となりました。しかしながら、新型コロナに係る補助金や予防接種による収入が大幅に減少したことなどから、総収益は前年度比で僅かな増加にとどまりました。一方、総費用につきましては、給与改定による人件費の増加や物価高騰による経費の増加が重なったため、純損失は1億2千万円余となり、前年度に続き赤字決算を計上するこ

ととなりました。

持続可能な病院運営のためには、収益の確保やコスト削減に努めることは当然であります。しかし、その一方で、病院経営を取り巻く背景には、収入の柱である診療報酬が公定価格であり、物価や人件費の上昇を十分に反映できないという構造的な問題があると指摘されております。

実際、昨年度の決算では、全国の約7割の病院が赤字経営に陥り、特に自治体立病院では約9割にのぼり、厳しい状況が報告されております。

こうした現状を踏まえ、本町としましても、町村会を通じて、国に対し適正な診療報酬の改定を要望してまいります。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。

はじめに、お試し暮らし住宅の改修についてであります。

野萱地区に設置しているお試し暮らし住宅につきましては、田舎暮らしを希望する方が、移住を検討される際に利用いただいており、本町へのU I ターンに結び付くなど効果的な役割を果たしております。

今年度は、この住宅をより有効に活用するために、島根県市町村振興協会の補助金を活用し、シェアハウスとして改修する計画であります。

改修に向けた設計が完了したことから、速やかに改修工事を実施するため、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、渇水対策についてであります。

6月27日に気象庁から「中国地方で梅雨明けしたとみられる」との発表があり、その後、本町においても少雨と高温が続いたことから、渇水が深刻化し、農作物への影響が懸念されました。

この状況を踏まえ、町では先月1日から31日を対象期間として、ポンプや発電機の借上げ・購入、燃料費、遮光シートの購入等に要した経費を支援する「農作物渇水・高温対策事業」を実施したところであります。

本事業の申請期限は今月末までとしていますので、申請される方はお早めに手続きをお願いいたします。

次に、大雨による災害についてであります。

本年は短い梅雨の期間であり、6月には近年多発する豪雨に見舞われることはませんでしたが、7月14日の大雨により、河川災害1件、農地災害2件、そして先月10日の大雨では河川災害1件、農地災害2件が発生し、総額4千万円を超える被害がありました。

被災した箇所につきましては、補助事業に採択されるよう手続きを進め、早期復旧に努めてまいります。

次に、赤名トンネル改修整備についてであります。

赤名トンネル改修整備につきましては、今年度、新規に事業採択されたことから、7月25日に丸山知事も同行いただき、国道54号改良促進期成同盟会の会長として国土交通省中国地方整備局長へ、御礼と今後の事業推進の要望活動を実施しました。

現在、松江国道事務所において来月中に現地調査及び設計の地元説明会を開催できるよう調整中であり、いよいよ事業がスタートいたします。

町としましても、国との調整を図り、地元住民の皆様にご理解ご協力をいただけるよう、今後の事業推進に協力をしてまいります。

次に、雲南圏域におけるごみ処理のあり方の検討についてであります。

雲南市、奥出雲町、飯南町の3市町で進めてきた次期一般廃棄物処理施設整備につきましては、従来どおりの施設整備ありきの考えのみに捕らわれず、改めて様々な方法を検討することとしたところです。

再検討にあたっては、施設の分散整備やごみ処理業務の民間委託の可能性などについて、詳細の調査を行い、3市町で協議し進めたいと考えていることから、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。

はじめに、総合振興計画等評価委員会についてであります。

7月30日に町民、各種団体、有識者などで構成する「飯南町総合振興計画等評価委員会」を開催し、総合振興計画に掲げる主要施策や総合戦略の進捗状況について、事業効果の検証や、施策に対する様々なご意見をいただいたところであります。

評価委員会からは、「子育て支援が全国1位となるよう強みを磨いてほしい」「飯南米の計画的な販売促進を考えるべき」「町内において人口の社会減が増えている理由をしっかりと分析すべき」など様々なご意見やご提案をいただきましたが、町としてしっかりと受け止めた上で、今後の行政施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、大人の生命地域学についてであります。

今年度の新たな事業として、地域資源を活用した取組や地域課題の解決など、飯南町をフィールドにした地域探究活動を行う「大人の生命地域学」を実施しております。

町内から1名の応募があり、「子どもがより主体的に、豊かに育つ放課後時間を作りたい」といったテーマを掲げ、先月から活動いただいております。

本日、来島交流センターで飯南高校が開催されます「資源獲得プレゼン」において、高校生とともに地域の皆様に取組内容を発表いただくこととなっていますが、活動期間は来年3月までとなっており、最終的にどのような結果となっていくのか、楽しみにしているところであります。

次に、令和6年度一般会計決算についてであります。

物価高騰や賃金上昇への対応、大規模事業に対する町債の償還額が増加したことなど

の事情により、地方交付税総額は過去最高であった令和5年度を上回る、44億4千9百万円余（対前年1億3千2百万円増）の交付額となった一方、ふるさと納税は、地域間競争が激化してきたこともあります。1億5千万円余と伸び悩んだところあります。

一般会計における歳入総額は、84億2千7百万円余、歳出総額は83億2千1百万円余であり、歳入歳出差引額は、1億6百万円余となり、翌年度に繰越すべき財源を除き9千3百万円余の実質収支（黒字決算）となりました。

また、将来の負担軽減のため、令和6年度は2億6千万円余の繰上償還を実施しており、町債残高は93億8千8百万円余まで減少できたところですが、各事業へ充当するため、基金の取り崩しも行っており、基金残高は、9千8百万円減少し、39億9千7百万円余となっています。

今後も引き続き、計画的な事業実施により、町債の発行抑制と繰上償還を行うとともに、自主財源の確保に努め、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、令和7年度一般会計補正予算についてあります。

一般会計の主な歳出につきましては、お試し暮らし住宅改修工事に1千万円余、先進技術を活用した農業機械など、スマート農業導入支援として7百万円、米価高騰による学校給食会への支援として1百万円余、将来の財政負担軽減のための公債費繰上償還に2億2千3百万円余など、総額2億5千8百万円余の増額補正としたところであります。

今回提案いたします議案等は、令和6年度飯南町各会計の決算認定1件、財政健全化法に基づく健全化判断比率等の報告案件1件、条例改正や計画策定など議決を要する案件4件、令和7年度飯南町一般会計補正予算（第3号）など、予算関係7件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告及び提案理由の要旨説明といたします。

○議長（早瀬 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10時5分といたします。

**午前 9時51分休憩**

.....

**午前10時06分再開**

---

#### 日程第6 提案理由の詳細説明

○議長（早瀬 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6、提案理由の詳細説明に入ります。

認定第1号、令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（高木 ゆかり） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高木会計管理者。

○会計管理者（高木 ゆかり） 番外。認定第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度飯南町の下記会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記。

- 1 令和6年度飯南町一般会計歳入歳出決算。
- 1 令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和6年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和6年度飯南町病院事業会計決算。
- 1 令和6年度飯南町簡易水道事業会計決算。
- 1 令和6年度飯南町下水道事業会計決算。

令和7年9月8日 提出 飯南町長。

2枚めくっていただいて左側の1ページをお願いします。令和6年度歳入歳出決算総括表です。会計ごとに、収入済額、支出済額、歳入歳出差引額について読み上げます。

一般会計。歳入。収入済額84億2,789万7,402円。歳出。支出済額83億2,146万7,859円。歳入歳出差引額1億642万9,543円。内、翌年度へ繰り越すべき財源が1,260万2,000円、実質収支額は9,382万7,543円となっております。翌年度へ繰り越すべき額と実質収支額は、別冊の一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計の54ページに実質収支に関する調書に記載しております。

次に、国民健康保険事業特別会計。収入済額5億7,763万9,807円。支出済額5億6,921万5,321円。歳入歳出差引額842万4,486円。

後期高齢者医療事業特別会計。収入済額1億8,588万6,172円。支出済額1億8,556万9,542円。歳入歳出差引額31万6,630円。

介護保険サービス事業特別会計。収入済額3,878万3,797円。支出済額3,783万5,716円。歳入歳出差引額94万8,081円です。

次のページの公営企業会計決算報告書表紙をめくっていただいて、左側の2ページをお願いします。病院事業会計決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、病院事業収益。決算額10億5,957万3,175円。内容につきましては第1項から第2項に記載

をしております。

続いて支出です。第1款、病院事業費用。決算額11億7,234万3,627円。内容につきましては第1項から第3項に記載をしております。なお、当年度純損失は1億2,028万665円となっております。

次のページ、3ページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額1億5,754万8,000円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額2億1,570万9,953円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

次のページ、4ページをお願いします。簡易水道事業決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、簡易水道事業収益。決算額2億1,977万5,879円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、簡易水道事業費用。決算額2億4,678万1,794円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純損失は2,899万541円となっております。

5ページをお願いします。2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額1億8,880万2,000円。内容につきましては第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額2億1,688万7,002円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

6ページをお願いします。下水道事業決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、下水道事業収益。決算額2億6,179万3,515円。内容につきましては第1項から第3項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、下水道事業費用。決算額2億8,666万2,120円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純損失は2,218万263円となっております。

7ページをお願いします。2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額2億1,730万5,300円。内容につきましては第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額2億6,373万510円。内容は第1項から

第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

以上が、令和6年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の状況でございます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続いて、8ページをご覧ください。令和6年度各会計決算の概要。

まず、1.決算規模についてです。

病院ほか公営事業会計を除く決算総額は、歳出総額で前年比91.8%、8億1,700万円の減となる91億1,400万円でした。令和5年度は過去最高となった令和2年度に次ぐ大きな規模の決算額でしたが、大規模事業や災害復旧事業の終了に伴い、コロナ以前の従来の決算規模に戻った状況となっています。

続いて、病院事業会計です。

歳出について、3条会計では前年比105.7%の増額。4条会計では前年比57.1%となる減額決算となっています。

3条会計では、給与改定による人件費の増に加え、物価高騰による経費の増、医薬品を含む材料費の増が主な要因となっています。

4条会計では、電子カルテ更新の終了など、固定資産購入費が減額となり、令和5年度に企業債の繰上償還も実施したことから大幅な減額となりました。

これらの状況によりまして、1億2,000万円余の赤字決算となったところです。

続いて、その下の簡易水道事業会計です。

3条会計では、物価高騰による経費の増、4条会計では、赤名地区石綿管更新工事等により大幅増となり、2,800万円余の赤字決算となりました。

次に9ページ、下水道事業会計です。

まず3条会計では、物価高騰による経費の増はあるものの減価償却費や企業債利息などが減となり、4条会計では、下水道資本費平準化債の制度変更によります企業債の増、農業集落排水事業が無線機の更新により赤字となったことなどから2,200万円余の赤字決算であります。

続きまして、その下の2.一般会計決算の状況についてです。

決算総額では歳入は7億9,100万円減の84億2,800万円。歳出は7億5,400万円減の83億2,100万円であり、対前年比約8%の減となりました。

続いて歳入状況について、主な増減を説明します。

はじめに自主財源であります町税です。個人住民税の定額減税実施や償却資産の減少による固定資産税等の減少によりまして、町税は1,300万円余の減となりました。

一方で、歳入の3番目に記載しております交付金については、住民税定額減税の補填分として地方特例交付金が1,700万円増額となっております。

続いて、その下、地方交付税です。

普通交付税は物価高騰や賃金上昇による対応、これまでの大規模事業に対する町債の償還額が増加したことなどの理由によりまして、1億2,700万円余の大幅増、特別交付税は除雪費の増加に伴い、500万円増となっております。

これらによりまして、地方交付税総額は、令和5年度を上回り1億3,200万円増、過去最高額の44億4,900万円余となったところです。

続いて、10ページをお願いします。

国県支出金は令和5年度で大規模事業、これは来島牧場の事業になりますが、大規模事業や災害復旧事業が終了したことによりまして大幅減となっていますが、児童手当の制度改正によります児童手当交付金の増額、定額減税とセットで実施されました調整給付実施によります増額、これは物価高騰対応臨時交付金になりますが、これや頓原上町団地整備によります整備、それから道路除雪事業など、新たに増額となっております。

続いて一つ飛びまして寄付金です。

ふるさと応援寄附金につきましては、町長の行政報告でもありましたように、地域間競争が激化して伸び悩んでおります。企業版ふるさと納税も含めて3,500万円余の減額となりました。

続いて、その下繰入金です。

1億4,000万余の増となっていますが、将来負担軽減のため2億6,600万円余の繰上償還を実施しております、減債基金を1億2,000万円繰入れたことによります増額となっています。

次に11ページです。町債です。

来島に建設中の滞在型地域交流施設整備や、避難所となります、赤名・頓原の農村環境改善センターの施設改修、頓原上町団地整備などの事業によりまして、2億4,000万円余の増額となりました。

続いて、12ページをお願いします。目的別歳出について、主な増減理由について説明します。

まずははじめに歳出の19%を占めております総務費です。2,700万円余の減額となっています。先ほどの町債でも説明しました滞在型地域交流施設整備や、赤名・頓原の農村環境改善センター施設改修、戸籍システムのふりがな記載の改修など、新たな事業によります増額がある一方で、繰上償還に力を入れたことによりまして、各基金への積み増しができなかったことによります減額となっています。

続いて民生費です。

物価高騰対策として実施されました低所得者給付金事業、子ども広場整備が減額とな

り、全体としては減額となりましたが、新たに物価高への対策として給付金・定額減税一体支援事業が創設されたため、やや増額となっています。

続いて、衛生費です。

病院事業会計出資金の減や高齢者福祉計画支援業務終了などによりまして、5,000万円の減額となっています。

次に、農林水産業費です。

中ほどに記載しております、乳用牛生産振興事業の終了に伴う影響が大きく、新たにサツマイモ生産に係る園芸振興事業、リースハウス整備事業などの増額はありますが、前年より8億1,000万円余の大幅減となっています。

続いて13ページをお願いします。商工費です。

国スポーツ開催に向けた琴引スキー場施設整備の増はありますが、商業活性化、これは元気回復券、ガソリンスタンド支援などの事業の減によりまして、6,000万円余の減額となっています。

次に、土木費です。

土木費は1億6,700万円の大幅増となっています。頓原上町団地整備に加えまして、大雪に対する道路除雪費の増、町道頓原長谷線整備事業などによります増額が影響しています。

続いて、消防費です。

人件費管理経費の増に加え、高規格救急自動車整備などによりまして、広域連合への負担金は増加していますが、消防軽積載車の購入台数の減、防火水槽工事の減によりまして減額となっています。

次に、教育費です。

不登校児童生徒支援事業、こちらは支援員の配置転換を行っておりまして、こちらによります増額、教育環境基本計画策定による増額などの影響によりまして、6,000万円余の増額となっています。

続く災害復旧費については事業完了に伴い大幅に減少しています。

最後に、公債費です。

令和6年度は、将来負担軽減のため繰上げ償還を実施したことにより大幅増となっていますが、町債残高は93億8,800万円余まで減少することができたところです。

現在、大規模事業の償還が始まっていることから、引き続き公債費償還額は11億を超える見込みであり、今後も財源を確保し継続して繰上げ償還を行っていく必要があると考えています。

続いて、14ページ、3.財政指標の状況についてです。

経常収支比率は、目標は90%以下でありますが、対前年比0.5ポイント減の97.1%となりました。昨年同様、物価高騰や賃上げによる人件費、物件費などの増加や、公債費

償還額が高止まりしていることが要因しているものと考えております。

一方で、地方債現在高比率については、繰上償還が功を奏し、対前年比 18.5 ポイント減の 207.3%となりました。今後も起債事業の抑制と繰上償還の実施が重要なポイントであると考えております。

次に、4. 財政健全化法に定める各種指標についてです。

一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率は、いずれも黒字決算であり該当はありませんが、参考数値を記載しています。実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は昨年より 0.7 ポイント増の 10.4%。将来負担比率は昨年より 6 ポイント減の 20.7%となりました。

病院事業会計以下各公営事業会計につきましては、いずれも資金不足はありません。これらの数値からは、財政運営については安定しているように見えますが、令和 6 年度過去最高となった地方交付税が、歳入の半分以上 53%を占めておりまして、今後も自主財源の確保と計画的な事業実施、町債の発行抑制と繰上償還の実施によりまして安定した財政運営を行っていくことが重要であると考えております。

続いて 15 ページからは町税をはじめとする収入の徴収状況についてを記載しています。まず 15 ページ、現年分です。

一般会計において、土地貸付け収入など、新たに未収金が発生したものがあり、表の中ほど、水色に網かけしている合計欄ですが、未収額は 69 万円余増加しており、前年比マイナス 0.2 ポイントとなっています。

続いて 16 ページ、滞納分です。

一般会計において、個人の町県民税が目標を超える 38.3%の徴収率であり、こちらも表の中ほど水色の合計欄ですけれども、未収額は 182 万円余増加しておりますが、前年比はプラス 0.3 ポイントとなっております。

続く 17 ページは、現年分と滞納分の合計になります。表の中ほど、先ほど水色の一般会計の合計の欄をご覧ください。真ん中の令和 6 年度決算の欄について、一般会計の未収額合計は 3,670 万 1,552 円。徴収率は 93.6%となりました。令和 5 年同様、固定資産税の増加による影響が大きく、新たな未収金も発生したことで 262 万 3,368 円増加しております。徴収率はマイナス 0.6 ポイント、3 年連続して徴収率が低下する結果となりました。

また、表の一番下、特別会計も含めた全体合計についても、上下水道料、診療収入などの未収額の増加によりまして、昨年度に比べ 350 万 3,982 円増加しています。

今後も滞納対策会議等で徴収状況や取組状況を共有し、効果のある滞納整理を行うよう組織として取り組んでまいります。

続いて、報告書について説明します。ファイルは戻っていただきまして、予算・決算のフォルダーをご覧ください。6 年度決算の中に決算報告書というフォルダーがござい

ます。そちらの報告書をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ご準備はよろしいでしょうか。

○議長（早樋 敬雄） みなさん、よろしいですか。暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○議長（早樋 敬雄） 本会議を再開いたします。

引き続き、説明をお願いします。永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは続いて、報告書について説明をいたします。

まず、1ページについては、1. 予算及び決算の総括についてですが、各会計の予算編成の状況と決算額を記載をしています。

続いて2ページです。2. 一般会計歳入状況、それから続く3ページ、一般会計歳出状況につきましては、先ほどの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

続いて4ページです。（2）目的別決算額及び構成比ですが、先ほど説明しました主な増減内容によりまして、6. 農林水産業費が53.0%の減、7. 商工費が11.9%の減、8. 土木費については24.1%の増、11. 災害復旧費は62.6%の減、12. 公債費が31.2%の増となっています。

続いてその横（3）性質別決算額及び構成比です。性質別決算額の構成比において、主な増減は、施設の修繕費、道路除雪の増などによりまして、3番目の維持補修費が56.1%の増、町債償還額の増加と繰上げ償還の実施に伴いまして、6. 公債費が31.2%の増、基金への積立金減少に伴いまして、7. 積立金が65.9%の減。来島牧場建設や災害復旧事業の終了に伴いまして、10. 投資的経費が35.5%の減となっております。

続いて、5ページからは国民健康保険事業会計、それから13ページまで特別会計と公営企業会計の予算の編成状況と決算額を記載をしておりますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

めくっていただきまして、次に14ページから22ページまでは、1事業当たり100万円以上の主要事業について、一般会計179事業、特別会計10事業の概要とその財源内訳を記載をしています。

続いて、23ページです。23ページからは、主な10万円以上の主な扶助費や補助金について115事業の一覧と、10万円以上の主な分担金、負担金について、一般会計38事業、特別会計10事業の一覧となっています。

続いて25ページをご覧ください。25ページ左下16. 一部事務組合等負担金を記載をし

ております。一部事務組合負担金の一覧 10 事業になります。総額で 5 億 2,100 万円余となつております。ケーブルテレビ飯南局修繕終了などに伴い、昨年より 1,100 万円余減少をしております。

25 ページ右側には、繰出金、貸付金の主なものを記載しておりますのでご確認ください。

続いて、26 ページからは、19. 財産に関する調書を記載しています。

まず 1. 公有財産 (1) 土地及び建物についてですが、令和 6 年度中の主な増減は頓原上町団地、定住促進住宅などの建設による増、たかばし生活改善センター、旧頓原庁舎書庫の解体による減となっています。

次にその下、(2) 地上権 (3) 有価証券 (4) 出資による権利について、増減はありません。

続いて、27 ページには、2. 物品で、公用車の状況、それから 3. 債権、4. 基金についての状況を記載をしています。

詳細については、それぞれご覧をいただければと思いますが、3. 債権の中の 3 番目、あかぎ福祉会貸付金については、事業終了に伴い全額返済が完了しています。

次の 28 ページからは、令和 6 年度普通会計決算の概要として、1. 歳入歳出の状況、それから 30 ページには、2. 地方債現在高の状況を参考として記載しておりますので、ご確認ください。

また、詳細につきましては、別冊の各会計決算書でそれぞれご確認をいただきますようお願ひいたします。

以上で認定第 1 号の説明を終わります。

○議長（早瀬 徹雄）

ここで、監査委員から町長に対して、令和 6 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見が提出されております。審査意見について監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の審査意見書を配付してございますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思います。

飯 監 第 21 号  
令和 7 年 9 月 2 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男  
飯南町監査委員 平石 玲児

## 令和 6 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び 各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和 6 年度基金運用状況について、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し審査した結果、次のとおり意見を付す。

### 1. 審査の概要について

#### (1) 審査の対象

- ・令和 6 年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和 6 年度各公営企業会計決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

#### (2) 審査の期間

令和 7 年 8 月 5 日から令和 7 年 8 月 28 日まで

#### (3) 審査の手続き

町長から提出された令和 6 年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については令和 6 年度決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行について、関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

### 2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、各公営企業会計のすべてにおいて計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

### 3. 審査意見

一般会計、各特別会計。

令和6年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額84億2,800万円、歳出総額83億2,100万円、歳入歳出差引額1億700万円、実質収支9,400万円の黒字決算となつた。

歳入について、町税は定額減税等の影響で微減となつたが、地方交付税が1億3,200万円余の増額となつた。

町債発行額は2億4千万円余の増額となつたが、大型事業の完了に伴い国県支出金が11億4,600万円余、財産収入、繰越金等においてもそれぞれ減額となつたため、令和5年度に比し歳入総額は7億9千万円余の大幅な減額となつてゐる。

歳出については農林水産業費、災害復旧費においてそれぞれ大幅な減額となつたが、今後も公債費の高止まりが見込まれているため、繰上償還額を含め公債費は3億4,500万円余の増額となつてゐる。

歳出総額は前年度に比し7億5,300万円の大幅な減額決算となつてゐる。

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険サービス事業特別会計については、いずれも実質収支額は黒字決算となつてゐる。

公債費について令和6年度の町債発行額は前年度より増加したもの、約定償還、繰上償還を合わせ14億5,400万円の償還を実施したため、町債残高は前年度より4億9,800万円余減少してゐる。

経常収支比率は97.1%となり前年度より0.5ポイント低下してゐる。また、単年度実質公債費比率は11.43%となり前年度より1.7ポイント上昇、3カ年平均の実質公債費比率は10.4%となり前年度より0.7ポイント上昇してゐる。

実質公債費比率の将来推計によると、単年度、3カ年平均実質公債費比率とも、今後も上昇傾向が予測されており引き続き繰上償還を実施するとともに、町債発行の抑制が不可欠である。

令和7年3月に策定された第3次飯南町総合振興計画に予定されている基本施策については、中期財政計画に基づき事業内容の優先度や事業効果を見極め、事業費の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

次に（1）収入未済額について

令和6年度末の一般会計における収入未済額は3,670万2千円で、令和5年度に比べ251万1千円増加してゐる。

令和3年度より3カ年連続して増加傾向となり、特に固定資産税は未収額が1,100万円を超える状態となつてゐる。定住住宅利用料、町営住宅使用料等においても増加傾向となつてゐる。

令和6年度は新たに土地建物貸付収入、商工費雜入等においても収入未済額が発生し

ている。

簡易水道事業会計、下水道事業会計においても収入未済額が増加傾向となっている。

現年分の早期徴収に努め、過年度滞納分については、定期的な滞納対策会議による情報の共有等により徴収率向上に努められたい。

次に、病院事業会計。

令和6年度の総収益は、前年度とほぼ同額の10億5,400万円であり、医業収益は1,800万円余の増額となったものの、医業外収益は新型コロナウイルス関連の補助金などの減少により前年度より1,500万円余の減額となった。

総費用は前年度より5,500万円余の増額で11億7,400万円となった。給与改定による人件費の増、材料費の薬価の上昇及び、経費である光熱水費の増加が要因である。

その結果、1億2千万円の純損失となり前年度に続き赤字決算を計上することとなった。

今後は、令和4年度に策定された「病院経営強化プラン」に基づき、収益の改善を図るとともに、費用の効率化に努め、健全な経営を維持することが求められる。

次に、簡易水道事業会計。

令和6年度は、純損失2,800万円を計上し、3年連続の赤字決算となり、未処理欠損額は4億2,800万円余となった。

赤字決算の主な要因は、人口減少による給水収益の減少、大口事業者への給水が減少したことに加え、大型更新事業（赤名地区石綿管更新）が挙げられる。

更新工事や給水管敷設工事は、長期にわたる安定的な水道サービスの提供に向けた重要な投資であり、今後も更なる施設更新が求められる状況にある。

今後も人口減少による営業収益の減少が見込まれるため、徴収方法や料金設定について早急に再検討を進める必要がある。

「飯南町簡易水道事業経営戦略（平成29年度～平成38年度）」を見直し、計画的かつ効率的な施設更新を進め、健全な経営を維持できるよう努められたい。

次に、下水道事業会計。

令和6年度は、公共下水道事業、合併浄化槽事業、農業集落排水事業全てで赤字が発生し、純損失2,200万円を計上し、赤字決算となった。

主な要因は、維持管理費の値上げや一般会計からの補助金が前年度より減少したことが挙げられる。また、農業集落排水事業においては、無線機の更新などが影響し黒字から赤字に転落している。

これらに伴い、当年度未処理利益剰余金は5,100万円となった。

各施設の老朽化に伴う修繕は不可避であり、負担を分散できるよう計画的に進め、特に合併浄化槽の整備に関しては、引き続き補助事業を活用しつつ、財源確保に努められたい。

施設の管理体制を見直してサービス向上に努め、料金の妥当性を示すこと。

利用促進を図り企業債償還残高を軽減しつつ、住民に対する情報提供や啓発を行い、持続可能な経営を目指されたい。

最後に、基金の運用状況。

飯南町の令和6年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その他基金を合わせ39億9,700万円であり、昨年度から9,800万円余減額となった。

令和6年度は、減債基金、特定目的基金において事業に充当するため2億3,800万円余の取り崩しを行っているが、一方で減債基金に1,500万円、特定目的基金等に1億2,600万円余を積み立てている。

基金は債権、定期預金等で運用しており、年間1,800万円余の利益を得ている。

中期財政計画によると、今後も基金の取り崩しは避けがたく、町債の発行額、繰上償還額、金融状況等を考慮し、現在の基金運用方法が妥当かどうか慎重に検討されたい。

以上で、決算審査報告といたします。

**○議長（早瀬 徹雄）** 次に、報告第9号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○総務課長（永井 あけみ）** 議長。

**○議長（早瀬 徹雄）** 永井総務課長。

**○総務課長（永井 あけみ）** 番外。報告第9号について説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり提出する。

令和7年9月8日 提出、飯南町長。

1ページをお願いします。令和6年度決算の健全化判断比率です。一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率、ともに黒字決算のため該当はありません。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準は25%で、昨年より0.7ポイント増の10.4%。将来負担比率は、同じく早期健全化基準は350%で、繰上償還等による町債債残高の減少等により昨年より6.0ポイント低下し、20.7%となりました。

続いて、令和6年度決算の資金不足比率です。病院事業会計以下各事業会計につきましては、いずれも資金不足はありません。

続く、2ページ以降は、財政健全化及び公営企業経営健全化にかかる監査委員の審査

意見書を添付していますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 暫時休憩します。

午前 11 時 02 分休憩

.....

午前 11 時 03 分再開

○議長（早瀬 徹雄） 本会議を再開します。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

大変失礼いたしました。先ほど 2 ページ以降、審査意見書を添付していますのでご確認くださいと申し上げましたが、説明の誤りでございます。失礼しました。

○議長（早瀬 徹雄） それでは、ここで、監査委員から町長に対して令和 6 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見が提出されております。審査意見について、監査委員の説明を求めます。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは、財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

.....

飯 監 第 22 号

令 和 7 年 9 月 2 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 平石 玲児

令和 6 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和 6 年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 令和6年度 実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため実質赤字比率も算定されておりません。実質公債費比率は、令和6年度は10.4%、将来負担比率は20.7%、いずれも早期健全化基準を大きく下回っております。

(2) 個別意見

①実質赤字比率については、令和6年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

②連結実質赤字比率について。令和6年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

③実質公債費比率について。単年度の実質公債費比率は令和5年度に比し1.72ポイント上昇し、令和6年度（3カ年平均）の実質公債費比率は10.4%となっており、前年度と比し0.7ポイント上昇している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが、実質公債費負担の将来推計によると上昇傾向にあるため、引き続き財政健全化に努めること。

④将来負担比率について。令和6年度の将来負担比率は20.7%で、前年度と比し6.0ポイント低下しており、平成19年度以降最も低い数値となっている。

町債残高は令和4年度から減少に転じ、令和6年度においても昨年度より4億9,800万円余減少し、過去10年間で平成27年度に次ぐ低い町債残高となっている。

(3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の推計によると、実質公債費比率は今後上昇傾向にあり、令和11年度には単年度実質公債費比率が13.0%、3カ年平均は12.6%になると予測されている。

町債の発行に制限のかかる18%超えは回避できる予測だが、大規模事業が予定されて

おり町債発行の抑制と、引き続き繰上償還を実施しなければ現在の水準を維持することができない。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努めること。

## 令和6年度公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1. 審査の対象

#### (1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

#### (2) 令和6年度 資金不足比率

#### (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### (2) 個別意見

令和6年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、いずれの会計とも他会計からの補助金が投入されているため資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。

今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

#### (3) 是正改善を要する事項

資金不足比率については算定されていないものの、3会計とも他会計補助金に依存せず経営できる状況にはない。

3会計とも多額の企業債償還残高を抱えており、この残高削減が今後の経営状況を大きく左右するものであり、繰上償還を含めた償還計画の見直しが喫緊の課題である。

病院事業会計

将来負担を軽減するため計画的な繰り上げ償還を実施し、企業債残高の減少に努めること。

簡易水道事業会計

水道管路の半数以上が耐用年数の40年を経過しており、管路の早期更新が必要であるが、今後も施設の老朽化が進み維持管理費も増加していく中、施設更新は長期にわたる

こととなる。

早急に経営戦略の見直しを実施し、企業債償還計画に基づいた整備計画を作成すべきである。

#### 下水道事業会計

公共下水道は供用開始から 15 年以上経過しているものの、直ちに施設の更新が必要という段階に至ってはいない。

農業集落排水は供用開始から 25 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。

合併浄化槽は供用開始から 20 年以上経過している施設もあり、老朽化が進み、また新たに設置数も増加すると見込まれる。

今後は、いずれの施設も老朽化が進行するので、施設の維持管理費用の大幅増、多額の施設更新費用が見込まれる。

簡易水道事業と同様に、早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画と合わせた整備計画を作成すべきである。

以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 11 時 30 分といたします。休憩中換気をお願いします。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案第 52 号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 52 号について説明します。

飯南町職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提出、飯南町長。

1 ページから改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、4 ページの説明資料に

て説明します。

はじめに 1. 提案理由です。島根県職員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行うものです。

続いて、2. 改正条例の概要です。

はじめに（1）部分休業制度の拡充に伴う規定の整備ですが、まず、アですけれども、第1号部分休業。これは1日につき2時間を超えない範囲の休業になりますが、取得する時間の制限をなくすもの。

続いて、イ第2号部分休業、これは1年につき10日相当の範囲の休業について新たに創設し、1時間単位で休業を承認するものです。

なお、ウは部分休業の1年の期間について、エは部分休業の取得上限についてそれぞれ定めるものであり、オは部分休業の取得方法を変更できる場合についての規定です。

次に、（2）ですけれども、妊娠または出産等について、仕事と育児の両立に資する支援制度等の情報提供や意向確認に係る規定の整備になります。

続いて、5ページ。3. 施行期日は令和7年10月1日としています。

6ページからは新旧対照表をつけていますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第53号、飯南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。議案第53号について説明します。

飯南町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年飯南町条例第87号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月8日 提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、2ページからの説明資料で説明します。2ページをご覧ください。

1. 提案理由です。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還免除等の見直しに係る所要の改正を行うとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審議会、この審議会は災害関連死認定審査会のことになりますけども、その設置に関して所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。

（1）は、災害援護資金の償還免除に関し、破産手続き開始決定等があった場合を免除対象とするなど、法改正に準じた規定の整備であり、（2）は、災害関連死に関する審議会の設置及び運営に関し、必要な規定の整備についての改正になります。

なお、審議会の委員数、任期などについては、規則で定めることとしています。

3. 施行期日につきましては、公布の日としております。

3ページ以降には新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。議案第 53 号についての説明は以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度赤名農村環境改善センター空調機改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 54 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、令和 7 年度赤名農村環境改善センター空調機改修工事を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日 提出、飯南町長。

1 ページ、別紙です。

1 工事名。令和 7 年度赤名農村環境改善センター空調機改修工事。

1 契約の方法。指名競争入札。

1 請負金額。一金 1 億 999 万 4,500 円。（うち消費税相当額 999 万 9,500 円）

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町頓原 1592 番地 1。有限会社楳原商事。代表取締役 祝原 理。

1 契約の時期。飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

続いて、2 ページ。入札状況書です。

入札の日時は、令和 7 年 8 月 20 日午前 9 時であり、落札金額は 9,999 万 5,000 円、落札者は有限会社楳原商事でした。

下段には入札結果を記載しておりますのでご確認ください。

なお、落札率は 98.2% であり、落札金額に消費税相当額を加えた額、1 億 999 万 4,500 円が仮契約の金額となっています。

3 ページには仮契約書の写しをつけていますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 55 号、飯南町教育環境基本計画の策定についてを議題といたします。

よろしいですか。それでは提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第 55 号について説明します。

飯南町教育環境基本計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決すべき事件を定める条例(令和7年飯南町条例第16号)第2条の規定により議会の議決を求める。令和7年9月8日 提出、飯南町長。

別冊の飯南町教育環境基本計画(案)をご覧ください。

飯南町教育環境基本計画案について説明します。この計画については、去る8月1日の全員協議会の際に、案をお示しし、先般8月25日に全員協議会の場でご確認をいただいたところです。

お手元に議案として提出させていただきました計画案は、8月25日にお示ししたものと同等の内容ですが、一部字句の修正を行ったこと。また、Iの1にあります基本計画策定の趣旨と目的の部分において、教育環境基本方針の答申が総合教育会議を経て飯南町の方針となった流れの部分を追加修正させていただいております。

その後の内容については既に説明させていただいておりますので省略させていただきますが、16ページにあります小中学校の再編計画については、再度確認をさせていただきます。

小学校の再編計画。赤名小学校、来島小学校、頓原小学校については、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続します。

なお、町内の令和5・6年度の出生者数の激減により、令和12年度、令和13年度の新入学児童数は、いずれも20人を切る厳しい状況があることから、今後的小学校のあり方について、1校への再編も視野に入れて研究する必要があります。

志々小学校については、児童数の減少と学校施設などの状況をもとに、保護者や地域と十分に協議し、頓原小学校への統合を検討します。

中学校の再編計画。飯南町ならではの魅力ある教育を一層強化するため、中学校の再編にあたっては、新設を基本に検討します。

ただし、新設までの間にあって再編の必要性が生じた場合は、赤来中学校、頓原中学校のいずれかの校舎を当分の間、使用することとします。

なお、これらの検討にあたっては客觀性を確保する観点から、再編検討委員会等を設置して、今後、十分に協議して決定していきます。

以上が飯南町教育環境基本計画となります。これで議案第55号の説明を終わります。

○議長(早瀬 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第56号、令和7年度飯南町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。よろしいですか。提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長(曾田 卓文) 議長。

○議長(早瀬 徹雄) 曾田副町長。

○副町長(曾田 卓文) 番外。議案第56号について説明します。

令和7年度飯南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,821万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,629万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次のページお願いします。2ページ。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に1億1,941万6千円を追加し、41億1,941万6千円。

款、国庫支出金。補正前の額に273万円を追加し、4億8,933万1千円。

款、県支出金。補正前の額に521万6千円を追加し、5億563万2千円。

款、財産収入。補正前の額に440万円を追加し、2,491万1千円。

款、繰入金。補正前の額に1,260万円を追加し、5億8,942万2千円。

款、繰越金。補正前の額に7,933万3千円を追加し、9,382万7千円。

款、諸収入。補正前の額に3,622万円を追加し、2億6,572万6千円。

款、町債。補正前の額から170万円を減額し、7億9,530万円。

歳入合計。補正前の額に2億5,821万5千円を追加し、79億3,629万円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額から666万7千円を減額し、15億3,665万1千円。

款、民生費。補正前の額に1,744万3千円を追加し、15億7,047万6千円。

款、衛生費。補正前の額から195万1千円を減額し、8億5,019万5千円。

款、農林水産業費。補正前の額に1,387万円を追加し、6億9,950万2千円。

款、商工費。補正前の額に863万1千円を追加し、3億5,627万4千円。

款、土木費。補正前の額に144万6千円を追加し、6億5,794万7千円。

款、消防費。補正前の額から297万4千円を減額し、2億4,725万6千円。

款、教育費。補正前の額に285万4千円を追加し、5億3,653万6千円。

款、災害復旧費。補正前の額に230万円を追加し、390万円。

款、公債費。補正前の額に2億2,326万3千円を追加し、13億9,981万9千円。

次のページです。

歳出合計、補正前の額に2億5,821万5千円を追加し、79億3,629万円。

次のページをお願いします。5ページ、第2表、繰越し許費です。

款、民生費、項、社会福祉費。事業名、高齢者福祉施設整備事業。1億2,320万円は、特別養護老人ホーム建設予定地の敷地造成の工期が翌年度にわたるため、繰越しをするものです。

次のページです。6ページ、第3表、債務負担行為補正。追加です。

事項、農業経営基盤強化資金利子補給金（平成19年度以前分）。期間、令和8年度から令和14年度まで。限度額5千円。これは農業者による農業経営基盤強化資金の元金償還額の変更により、これに係る利子補給金の債務負担を追加するものです。

次のページです。7ページ、第4表、地方債補正。まず追加です。

起債の目的、定住促進住宅整備事業債。限度額170万円。これはお試し暮らし住宅改修工事の実施に伴うものです。

続いて、変更です。起債の目的、庁舎等整備事業債。変更前限度額に対し770万円減額し、変更後限度額160万円。これは、庁舎における太陽光パネル設置を令和8年度に見送ったことに伴うものです。

起債の目的、脱炭素化推進事業債。変更前限度額260万円全額を減額。これは公用車購入を電気自動車からハイブリッド車に変更したことに伴うものです。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債。変更前限度額に対し30万円を減額し、変更後限度額1億4,120万円。これは、子ども等医療費助成事業の財源となっているものですが、同様に財源とできる県交付金の交付決定により減額するもの。

起債の目的、道路事業債。変更前限度額に対し850万円増額し、変更後限度額1億160万円。神戸川改修工事に係る負担金の増などによるもの。

起債の目的、消防施設整備事業債。変更前限度額に対し220万円減額し、変更後限度額3,200万円。雲南広域連合の高規格救急自動車整備事業に係る負担金の減によるもの。

起債の目的、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し90万円増額し、変更後限度額290万円。8月の豪雨災害に係る災害復旧のための測量設計業務実施に伴うものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早瀬　徹雄）　ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前11時50分休憩

## 午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第 56 号、一般会計補正予算（第 3 号）について、引き続いでの説明を求めます。事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは議案第 56 号、8 ページ、事項別明細書からになります。めくっていただいて 9 ページ、1 総括ですが、歳入は説明を省略し、10 ページ、歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金 302 万 3 千円の増。地方債 170 万円の減。その他特定財源 1,343 万 5 千円の増。一般財源 2 億 4,345 万 7 千円の増です。

続いて 11 ページ、2 歳入です。概要説明資料 1 ページからになります。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回の補正の財源としています。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、3 つの負担金がありますが、いずれも令和 6 年度負担金の追加交付に伴う増額です。

続いて、項、庫補助金、目、総務費国庫補助金及び土木費国庫補助金は、物価高騰対応臨時交付金、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴うそれぞれ増額です。

続いて、目、農林水産事業費国庫補助金は、制度改正、こちらは補助要件変更という制度改正に伴いまして、新たな補助事業、省力化投資支援事業に方向転換したことによります減額です。

次に、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金、及び、その下、項、県補助金、目、民生費県補助金は、令和 6 年度負担金の追加交付や交付決定によります増額です。

続いて、12 ページです。

目、農林水産事業費県補助金は、取組面積の増によります増額。

目、教育費県補助金は、学校給食に係る米価高騰支援補助金創設に伴う増額です。

次に、款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入は、町行造林主伐面積の増によります立木売払収入の増額です。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金、目、志津見ダム周辺施設管理基金繰入金は、クラインガルテンほかダム関連施設の修繕実施に伴う増額。

目、ふるさと応援基金繰入金は、スマート農業支援のための繰入金増額です。

次に、款、項、繰越金、目、前年度繰越金は、決算による繰越金を確定し、全額組み込むものです。

次に、款、諸収入、項、雑入、目、弁償金は、社会資本整備総合交付金の交付決定に

よる財源変更。

続く、目、雑入は 13 ページに続きますが、雲南市・飯南町事務組合と雲南広域連合の決算に伴う各事業の負担金返還金に加え、総務費雑入では、お試しぐらし住宅改修工事によります市町村振興協会補助金の増額、庁舎太陽光パネル設置工事延期による二酸化炭素抑制補助金の減額です。

次に、款、項、町債は、7 ページで説明したとおり今回の補正の事業等に充当する起債になります。歳入につきましては以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 続きまして歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

それでは歳出について説明いたします。予算書は 14 ページ、概要説明資料は 3 ページになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。庁舎臨時管理費につきましては、本年度予定していました庁舎の太陽光パネル設置を次年度に見送ったことによる減額です。

電気通信施設経常管理費につきましては、社会資本整備総合交付金への財源変更です。

公用車臨時管理費につきましては、公用車の購入を電気自動車からハイブリッド車へ変更したことによる、備品購入費の減額です。

目、企画費。CATV 事業経常負担金につきましては、人件費の減による負担金の減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、人件費の増による負担金の増額です。

目、地域振興費。地域振興臨時管理費につきましては、うぐいす茶屋のトイレ修繕によります増額です。

定住促進対策事業につきましては、お試しぐらし住宅改修工事による増額になります。

クラインガルテン臨時管理費につきましては、クラインガルテンクラブハウス内の給湯器修繕による増額になります。

地域・人づくり事業につきましては、補助金の決定によります財源の変更です。

目、自治振興費。自治集会所等建設費補助金につきましては、自治集会所改修補助金の要望がありました中区上になりますが、こちらによります増額になります。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費です。訪問介護事業支援補助金につきましては、町内唯一の訪問看護事業所である社会福祉協議会に対し、訪問介護事業の継続のための支援を図ることを目的に、前年度の収支差額相当を補助することに伴う増額です。

目、老人福祉費。雲南広域連合経常負担金（介護保険分）につきましては、人件費の増及びシステム標準化対応による負担金の増額です。

後期高齢会計繰出金につきましては、前年度繰越金確定による減額です。

#### ○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、予算書 15 ページです。

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費臨時管理費については、福祉医療費等国県合わせて 7 事業の令和 6 年度事業費確定に伴う補助金等の精算返納金による増額です。

#### ○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和 6 年度児童手当交付金につきまして、児童手当の給付実績に伴う返還金となっております。

続いて、子ども・子育て支援対策事業は、保育所の今後のあり方を検討するための委員会開催に伴う増額です。

続いて、目、児童福祉施設費。町立保育所業務委託は、その財源となる島根結婚子育て市町村交付金交付額決定に伴う財源変更です。

#### ○保健福祉課長（安部 農）

目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、令和 6 年度の実績による返還金の増額と補助金の交付決定による財源変更です。

#### ○福祉事務所長（門脇 貴子）

ここから説明資料 4 ページです。

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、令和 6 年度事業確定に伴う補助金等の精算返納金による増額です。

#### ○建設課長（森山 篤）

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金につきましては、公営企業会計で説明します。

#### ○病院事務長（高橋 克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金につきましても、介護保険サービス事業のほうで説明いたします。

#### ○保健福祉課長（安部 農）

予算書 16 ページをお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。これらの健康づくり推進事業、感染症予防事業。目、健康増進事業費、健康増進事業健康診査。これらにつきましては、令和 6 年度実績による返還金の増額です。

#### ○住民課長（野津 史昭）

続いて、目、火葬場費、雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、三刀屋斎場に係るものとなります。人事異動に伴う職員人件費の減額です。

## ○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計出資金については、病院事業会計のほうで説明します。

## ○住民課長（野津 史昭）

続いて、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、事務組合の人事異動に伴う職員人件費と雲南エネルギーセンターでの運営経費の増額です。

続いて、次期ごみ処理施設整備事業は、次期一般廃棄物処理のあり方について、再検討を行うための支援業務を委託することに伴う負担金の増額です。

## ○産業振興課長（深石 尚志）

款、農業水産業費、項、農業費、目、農業振興費。環境保全型農業直接支援対策事業は、取組面積の増による補助金の増額です。

担い手育成総合支援事業は、飯南町担い手支援センターへ専任職員配置のための増額です。

スマート農業導入支援事業は、県補助金の交付決定による町補助金上乗せ分の増額です。

生産物輸送緊急支援事業は、輸送コスト上昇による農林水産業等生産者への運賃負担軽減を目的とした補助金です。

続いて 17 ページ。

林業費、目、造林費。町行造林事業補助は、町行造林の主伐による分収金支払いのための増額です。

## ○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、商工費、項、商工費、目、観光費。憩いの郷衣掛臨時管理費、琴引スキーコース臨時管理費、道の駅頓原臨時管理費につきましては、それぞれ施設の修繕に伴う修繕料、工事請負費の増額です。

## ○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。県道等改良負担金は、神戸川改修工事に伴う負担金の増です。

続いて、目、道路橋梁費橋梁維持費。説明資料は 5 ページになります。

道路橋梁維持経常管理費は、社会資本総合整備交付金の交付決定による財源変更です。法面等災害防除事業交付金は、社会資本総合整備交付金の交付決定による増です。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道は公営企業会計で説明します。

## ○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて予算書は 18 ページになります。

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきまして

は、人件費の減による負担金の減額です。

雲南広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、高規格救急自動車整備事業の補助金交付決定に伴う財源変更による負担金の減額です。

#### ○教育次長（石飛 幹祐）

続いて、款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費です。小学校共通臨時管理費は、来島小・赤名小学校プールポンプの修繕を行うための増額です。

次に、項、保健体育費、目、学校給食費。学校給食臨時管理費は、物価高騰対策として、給食会への補助を行うための増額です。教育費は以上です。

#### ○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、目、農林水産業施設災害復旧費。農林水産業施設災害復旧応急復旧は、8月9日から12日の豪雨による農災2件の測量設計業務委託費の増です。

続いて、予算書19ページ。

項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。公共土木施設災害復旧応急復旧は、8月9日から12日の豪雨による河川災害1件の測量設計業務委託費の増です。

#### ○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、公債費、目、元金。長期債繰上償還元金につきましては、安定した財政運営を行うために繰上償還を行うもので、増額をするものです。

歳出についての説明は以上です。

#### ○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第57号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び、議案第58号、令和7年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

#### ○保健福祉課長（安部 農） 議長。

#### ○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第57号について説明します。

令和7年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,639万2千円と定める。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次の2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国民健康保険料。補正前の額から581万2千円を減額し、6,438万4千円。

款、県支出金。補正前の額から156万6千円を減額し、5億470万円。

款、繰入金。補正前の額から225万9千円を減額し、4,675万1千円。

款、繰越金。補正前の額に842万3千円を追加し、842万4千円。

款、諸収入。補正前の額に1,187万5千円を追加し、1,197万8千円。

歳入合計。補正前の額に1,066万1千円を追加し、6億3,639万2千円。

3ページをお願いします。歳出です。款の合計金額を読み上げます。

款、諸支出金。補正前の額に1,066万1千円を追加し、1,638万1千円。

歳出合計。補正前の額に1,066万1千円を追加し、6億3,639万2千円。

続きまして事項別明細書、5ページ。

1. 総括。歳入の説明は省略しまして、6ページをお願いいたします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、国県支出金を減額し、その他特定財源の増額です。

7ページをお願いします。説明資料は6ページです。

2. 歳入。款、項、目、国民健康保険料は、医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とともに本算定による減額ですが、保険料率を10%引下げております

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金。特別調整交付金分（市町村分）は、超音波画像診断装置補助基準額の確定による減額。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、これも前年度繰越金の確定による減額です。

款、諸収入、項、雑入、目、雑入。これは令和6年度医療費（普通交付金）の確定による増額です。

8ページをお願いします。3. 歳出。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金。県支出金精算還付金は、令和6年度実績による返還金の増額です。

款、諸支出金、項、目、操出金。飯南病院操出金は、超音波画像診断装置補助基準額の確定による減額です。議案第57号の説明は以上です。

続きまして、議案第58号について説明します。

令和7年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次の2ページをお願いします。

第1表、歳入予算補正です。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、繰入金。補正前の額から31万5千円を減額し、1億1,682万6千円。

款、繰越金。補正前の額に31万5千円を追加し、31万6千円。

歳入合計。補正前の額から変わりなく1億8,954万3千円です。

4ページの1. 総括。歳入の説明は省略しまして、5ページをお願いします。

2. 歳入。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、療養給付費繰入金。これは、前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度の繰越金確定による増額です。

議案第58号の説明は以上です。

○議長（早瀬 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第59号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び、議案第60号、令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第59号について説明します。

令和7年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,127万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正です。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、県支出金。新たに18万円を追加するものです。

款、繰入金。補正前の額から94万7千円を減額し、1,317万1千円。

款、繰越金。補正前の額に94万7千円を追加し、94万8千円。

歳入合計。補正前の額に18万円を追加し、4,127万6千円。

次のページ、歳出です。

款、訪問介護事業費。補正前の額に18万円を追加し、4,107万6千円。

歳出合計。補正前の額に18万円を追加し、4,127万6千円。

次のページから事項別明細書です。5ページです。

1 総括。歳入については説明を省略し、次の6ページ、歳出です。歳出合計、補正額の財源内訳は、すべて国県支出金となります。

7ページです。2 歳入。

款、県支出金、項、県補助金、目、訪問看護県補助金。訪問看護事業補助金については、人材確保が課題となっている中、限られた人員でより効率的に業務を行う環境を整備することを目的に給付金が公布されるものです。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。前年度の繰越金の確定により一般会計から繰入金を減額するものです。

款、繰越金、項、繰越金、目、繰越金。前年度の繰越金の確定です。

次8ページです。3 歳出。

款、訪問看護事業費、項、訪問看護事業費、目、訪問看護事業費です。訪問看護経常管理費については、歳入のほうで説明しました給付金を活用して、訪問用タブレット端末のキーボードを購入し、記録入力の効率化を図るものです。

議案第59号については以上です。

続いて、議案第60号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入。

第1款、病院事業収益。既決予定額に1,063万1千円を追加し、10億5,038万8千円。

第1項、医業収益。既決予定額に975万9千円を追加し、7億5,253万3千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に87万2千円を追加し、2億9,785万5千円。  
支出。

第1款、病院事業費用。既決予定額に681万8千円を追加し、12億3,475万9千円。

第1項、医業費用。既決予定額に682万円を追加し、12億2,493万4千円。

第2項、医業外費用。既決予定額から2千円を減額し、882万5千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,673万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額756万円と過年度分損益勘定留保資金3,917万円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、資本的収入。既決予定額から6万円を減額し、1億8,042万7千円。

第1項、企業債。既決予定額に50万円を追加し、7,790万円。

第2項、一般会計出資金。既決予定額から4万1千円を減額し、9,763万円。

第3項、国保会計繰入金。既決予定額から 156 万 6 千円を減額し、385 万円。

第4項、その他資本的収入。新たに 104 万 7 千円を追加するものです。

支出。

第1款、資本的支出。既決予定額から 5 万 3 千円を減額し、2 億 2,715 万 7 千円。

第1項、建設改良費。これ財源変更ですので、既決前の予定額と同額で 8,317 万 1 千円。

第2項、企業債償還金。既決予定額から 5 万 3 千円を減額し、1 億 4,398 万 6 千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

変更です。起債の目的、施設整備事業医療機器等整備事業。変更前の限度額に 50 万円を追加し、変更後の限度額を 7,790 万円にするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次のページ、実施計画書になります。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

目、その他医業収益。既決予定額に 975 万 9 千円を追加し、6,409 万円。

目、その他医業外収益。既決予定額に 87 万 2 千円を追加し、895 万 7 千円。

支出。

目、材料費。既決予定額に 682 万円を追加し、1 億 2,734 万 2 千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額から 2 千円を減額し、581 万 5 千円。

次の4ページです。

2. 資本的収入及び支出。収入です。

目、企業債。既決予定額に 50 万円を追加し、7,790 万円。

目、一般会計出資金。既決予定額から 4 万 1 千円を減額し、9,763 万円。

目、国保会計繰入金。既決予定額から 156 万 6 千円を減額し、385 万円。

目、その他資本的収入。新たに 104 万 7 千円を追加するものです。

支出。

目、有形固定資産購入費。こちらの方財源変更ですので既決予定額同額で 3,388 万 7 千円です。

目、企業債償還金。既決予定額から 5 万 3 千円を減額し、1 億 4,398 万 6 千円です。

次の5ページから明細書になります。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

目、その他医業収益については、公衆衛生活動収益として、新型コロナワクチン定期接種による収入となります。

目、その他医業外収益。介護保険サービス事業特別会計でも説明いたしました、効率的な業務を行う環境の整備として給付金が交付されるものです。こちらの収入については、

今年度採用した看護助手の入件費に充てることとしております。

次のページです。6ページです。支出。

目、材料費。薬品費として新型コロナワクチン定期接種で使用するワクチンの購入費になります。

目、支払利息及び企業債取扱諸費。企業債利息については、令和6年度借入れ分企業債の年度ごとの償還額の確定に伴って、利息の額も確定したことによる減額です。

次の7ページです。

## 2. 資本的収入及び支出です。収入。

目、企業債。今年度、整備します医療機器の財源として、後ほど説明いたします国庫会計繰入金及びその他資本的収入に変更があり、不足する額について新たな借入れを行うものです。

目、一般会計出資金。令和6年度借入れ分企業債の年度ごとの償還額確定による償還元金に対するルール分の繰入れを減額するものです。

目、国保会計繰入金。診療所へ更新整備する超音波装置に充てる国庫特別調整交付金について、補助基準額が確定となり減額するものです。

目、その他資本的収入。これまでも出ておりますが、効率的に業務を行う環境整備のための給付金となり、ここでは今年度整備する全自動マットレスに充てるものとなります。

次の8ページです。支出。

目、有形固定資産購入費。収入のほうで説明しました財源変更であり、補正額はありません。

目、企業債償還金。令和6年度借入れ分について、毎年の償還額が確定したことによる減額です。

次の9ページからキャッシュフロー計算書等付属資料をつけておりますが、説明は省略しますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長（早瀬 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第61号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）及び、議案第62号、令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第61号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入。

第1款、簡易水道事業費用。既決予定額に594万9千円を追加し、2億2,054万5千円。

第2項、営業外費用。既決予定額に594万9千円を追加し、1億1,854万5千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,039万6千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,100万9千円、過年度損益勘定留保資金938万7千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。

第1款、資本的収入。既決予定額から571万4千円を減額し、2億9,238万2千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額から571万4千円を減額し、8,928万3千円。

支出。

第1款、資本的支出。既決予定額に23万5千円を追加し、3億1,277万8千円。

第3項、国庫補助金返還金。既決予定額に23万5千円を追加し、23万5千円。

次に2ページです。

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,444万8千円に改める。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次に3ページです。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入。収入。

目、消費税還付金。既決予定額に594万9千円を追加し、595万円。

2. 資本的収入及び支出。収入。

目、一般会計出資金。既決予定額から571万4千円を減額し、8,928万3千円。

支出。

目、国庫補助金返還金。既決予定額に23万5千円を追加し、23万5千円。

次に、4ページです。収入支出明細書です。説明資料は11ページになります。

1. 収益的収入。

目、消費税還付金につきましては、還付消費税額確定のための増額です。

次に、5ページです。2. 資本的収入及び支出。

収入。目、一般会計出資金につきましては、還付消費税額確定による減額です。

支出。目、国庫補助金返還金につきましては、国庫補助金の仕入れに係る消費税相当額確定による補助金の返還金を支払うための増額です。

次の6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の附属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第61号の説明は以上です。

続いて、議案第62号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところ

ろによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。

第1款、下水道事業収益。既決予定額に893万3千円を追加し、2億6,218万2千円。

第2項、営業外収益。既決予定額に893万3千円を追加し、1億7,026万7千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,301万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額470万2千円、過年度損益勘定留保資金830万8千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。

第1款、資本的収入。既決予定額から893万3千円を減額し、2億5,545万8千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額から893万3千円を減額し、6,013万9千円。

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,725万1千円に改める。

令和7年9月8日 提出。飯南町長。

次に2ページです。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入。収入。

目、雑収益。既決予定額に217万6千円を追加し、218万円。

目、消費税還付金。既決予定額に675万7千円を追加し、675万8千円。

2. 資本的収入。収入。

目、一般会計出資金。既決予定額から893万3千円を減額し、6,013万9千円。

次に3ページです。収入支出明細書です。説明資料は13ページになります。

1. 収益的収入。

目、雑収益につきましては、雲南広域連合負担金返還金確定に伴う増額です。

目、消費税還付金につきましては、還付消費税額確定のための増額です。

次に4ページです。説明資料は14ページです。

2. 資本的収入。

目、一般会計出資金につきましては、広域連合からの返還金及び還付消費税額の確定による減額です。

次の5ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第62号の説明は以上です。

○議長（早瀬 勝雄） 以上で、提案理由の詳細説明を終わります。

---

## 日程第8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、認定第1号、令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 続いて、一般会計歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件につきましては、委員会条例第5条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査といたしたいと思います。設置の詳細につきましては別紙決議のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により各常任委員会から3名ずつの選任をお願いいたします。

その間暫時休憩といたします。

**午後1時47分休憩**

**午後1時58分再開**

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原 一也） はい。

そうしますと、決算審査特別委員会委員を発表いたします。議員番号、2番、伊藤好晴議員。4番、高橋英次議員。5番、安部誠也議員。6番、景山登美男議員。9番、岸光研議員。10番、高橋徹議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただ今の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。

午後2時00分休憩

午後2時06分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原 一也） はい。

それでは、決算審査特別委員会の委員長、副委員長を発表します。

委員長、5番、安部誠也議員。副委員長、9番、岸光研議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は14時20分といたします。

午後2時07分休憩

午後2時19分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

質疑を続けます。

報告第9号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 52 号、飯南町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

質疑といつていいのか悪いのかわかりませんが、5 ページのイです。

任命権者はとありますけど、そのあと 3 歳児を満たない子というのが何か私日本語として違和感がありますけども、何かいいとこあってこの「3 歳児を」という言い方になりますでしょうか。場所がわかりますか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

2 番議員からのご質問ですけれども、新旧対照表でちょっと確認をしたところ、説明資料がですね申し訳ございません。3 歳に満たない子を養育する職員が正しいと思います。「3 歳に」ですね。

申し訳ありません。説明資料が誤りでございまして、新旧対照表のほうが正しい、改正文と新旧対照表には正しい「に」が使用されておりまして、申し訳ございません。説明資料の誤りでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。説明資料の訂正をお願いします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

次に議案第 53 号、飯南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

この条例で、災害関連死の審議会も一緒にということになるみたいですが、この

前の一般質問に答えて、取りあえず人選はなかなか大変なので、条例からつくっていきますという答弁されまして（聞き取り不能）があらわれていると思いますけども、実際にこの先日の総務課長の説明からですね、弁護士については、弁護士会にお願いをせないけんとか、いう話がありましたけども、実際に町がこの人をということで、指名してお願いするんでなければ、積極的に動いたほうがいいと思うんですけども、実際に人選については、何か手をつけられてますか。ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

先日から、あちこちですごい雨による災害起きてまして、本町はたまたま起きませんけども、いつ起こっても不思議じゃないという気がしてますので、できるだけ早い時期に、着手したほうがいいと思ってますが、どうでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

2番議員から審査会の委員についてご質問いただきました。条例上は第16条のほうで規定をしておりますけど、第2項のほうで、医師弁護士その他町長が認めるものということで、弁護士については、弁護士会のほうに依頼をして弁護士会のほうからこの人ということで指名がございますので、そういう手続をとつてまいりたいと思っております。

また医師等につきましては、災害の程度にもよりますけども、まずは飯南病院の医師のほうから選定もしたいというふうに考えております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

そういう答えが出ると思って質疑したんですけども、まだ着手していないということですね。そこが僕問題だと思っているんです。どこかの組織にお願いして推薦をもらって、その人に着任してもらうという話なら、こちらが説得してお願いをすることないので、そんなにこちらが手間をかけることないので、紹介をしてもらう組織の方へ話を出すのは、一刻も早いほうがいいんじゃないかなと思ってる質疑なんですが、そこはいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

今回、審議会の設置の条例改正ということで提案をしております。条例のほうが制定

されましたら、また、取りかかっていきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度赤名農村環境改善センター空調機改修工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、飯南町教育環境基本計画の策定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 10 番、高橋議員。

○10 番（高橋 徹） はい。10 番。

配られている教育基本計画の案の 14 ページの 3. 6 飯南町への定住意向のところですけど、高校生対象にアンケートを令和 5 年のところなんですが、わからないという回答した方が 3 割、町外だと 4 割ところで、どのようなタイミングといいますか、何か町からアプローチした後にこういうアンケートをとったのか。それとも、特に救急といいますか、ぱっと何でもないときにアンケートをとったのかというところを知りたいです。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

14 ページのアンケート、高校生のアンケートですが、これはグラフの下にも書かせていただいておりますが、総合振興計画を策定するにあたってアンケートをとっております。ですので、この調査のためにというよりは、総合振興計画を策定するにあたっての、いわゆる将来を担う人材である高校生に対してのアンケート、それを使わせていただいているということですので、この調査のために特別何かレクチャーをしてからアンケートをしたという状況ではありません。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、高橋議員。

○10 番（高橋 徹） はい。10 番。ありがとうございます。

文章のところにですね、町内出身者は 3 割、町外出身者は 1 割にとどまっておりっていう文があると思うんですけど、僕が、私の思いですけど、町内に限った 4 人に 1 人、

町外でも12、3人に1人は、住み続けたいであったり、戻ってきたい。飯南町に住みたいという思いがあるというのは、とてもよいことかなと思って、私自身もUターンで戻ってきてますけど、こういう子どもたち、こういう思いがある子どもたちに、そういう割合を増やすことも大事ですけど、既に持っている、こういう思いを持っている子どもたちにどういうアプローチが学校としてもですし、町としても、町としてもできるのかのほうが、僕は大事だと思うので、去年の飯南高校であったジョブトークに参加させてもらったんですけども、そういう町の大人たちとの交流というのをもっともっと増やすべきだなと思っております。そういう環境といいますか、場といいますか、というのをもっともっと増やすという意向というか、考えはありますか。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

高橋議員言われましたように、高校生の地元の方でも3割、町外生でも1割の、少なくとも帰りたいと思っている若者がいる。これに対する働きかけということでした。

今、この学校の計画のみならず、やはり最大の町の課題は定住対策、移住対策です。その中で、願わくばUターンして帰ってきてほしい。それは本当に大切なことだと思っております。

そのUターンをするための、今、役場の管理職の会議でもですね、どうしたら帰ってきてもらえるだろうかという話合いをする中で、一つには、やはり家庭も含めて地域も含めて、いつでも飯南町は帰ってほしいと願っているよという思いを伝える必要があるんではないか。あるいはその以前に、そういうメッセージをやはりしっかりと若者にアピールする必要があるんじゃないかということがあります。

その辺りはですね、また企画会議の中でいろいろ策を練りながらやっていくんですが、今差し向き今やっている対策としては、やはりふるさとシンポジウムとかですね、こういったことで飯南町のまちを考えて、将来どうするべきか、その課題を解決するにはどうしたらいいのか、そういう学校の中でもそういうたたかう機会を与えることで、ふるさとを見直す機会ができると思っていますし、そういう機会をつくっていくのは我々教育委員会だと思いますし、そのときにどういった仕事があるのか、若者が興味を持てるような仕事、意欲を持てるような仕事をつくるのは、町ぐるみでやはりやっていく必要があるかなと思っています。そういう機運醸成大変大切なことだと思っております。

○議長（早瀬 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員。

○8 番（平石 玲児） 8 番。

説明資料の中になりますけども、歳入のところの 2 ページですね、雲南広域連合負担金返還金（消防）です。この消防救急デジタル無線損害賠償請求訴訟事件和解による増、68 万 2,000 円です。このことでちょっと詳しく説明お願ひします。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

歳入のほうの消防救急デジタル無線損害賠償請求控訴事件和解による増ということで、消防救急デジタル無線の控訴がありまして、解決金として雲南広域連合に 650 万円支払われるということになりました。

うち、報酬均等あたり、の委託、裁判の委任契約に基づきましてですね、解決金の 10% に消費税を弁護士に支払うということで、650 万円から 10 万円引いた、掛けた 71 万 5,000 円を支払いまして、残りの金額を市町返還金ということで、1 市 2 町で負担金の割合に応じて返還をしております。飯南町分の返還金ということで 68 万 2,000 円ということになります。以上です。

○8 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員。

○8 番（平石 玲児） 8 番。

その返還金のことはわかったんですが、消防救急デジタル無線の、この損害賠償。この内容について、これ何なんかなということです。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

この整備にあたったときの工事による談合が行われたということで、それに基づく裁判の結果になります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早瀬 徹雄） 7番、安部丘議員。

○7番（安部 丘） 7番。

まず一つ歳入から、町長の行政報告でも、総務課長の決算の報告でもございましたけれども、財政の健全化に向けて、自主財源をしっかりと確保する、努力をするということをおっしゃられてました。

具体的には、この歳入を見ても、自主財源確保に向けた動きというのは、私には読み取れないんですが、具体的な自主財源確保に向けた取組の構想、あるいは施策があれば教えていただきたいんですが。

○議長（早瀬 徹雄） 7番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

歳入の中で、自主財源確保への取組についてご質問をいただきました。

自主財源ということで町税が一番大きなものになるんですけれども、今決算でもご報告したとおり未収金がかなり発生をしております。固定資産税ほんとに未収金がたくさん発生しております。

まずは、適正に賦課したものについて、しっかりと未収金対策を行うといいますか、しっかりと回収していくことが一番かと思っております。

また、自主財源としましては、ふるさと納税、今非常にちょっと地域間で競争が働いておりまして、昨年よりも落ち込んでいるところはありますけれども、様々な方法を使って、町の魅力のアピールにもなりますので、そういったふるさと納税の確保にも努めていきたいと思っております。

それから、まだこれは特に予算化とか何かの事業で上げているということではございませんけれども、一つの課題として、遊休地の問題があります。町の遊休の土地、特に土地なんですけれども、様々なところに遊休地があって、そういったものをうまく活用する。例えば宅地、分譲地として売却するとか、そういったことも今後必要になってくると考えておりますので、そういったことも含めて自主財源の確保という表現でお話したところです。

もっといろんなことをもう少し考えていかないといけないかもしれませんけれども、今ままでは交付税に頼っているという状況もありますので、もう少し、しっかりと自分のところでの財源確保という意味で、そういった税金の未収金対策、それから売却できるようなものは、しっかりと洗い出しを行って売却していくというようなところも含めて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（早瀬 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、安部誠也議員。

○5番（安部 誠也） 5番。

予算書で14ページで、説明資料3ページ目の公用車の臨時管理費ということで、公用車の購入を電気自動車からハイブリッドに変更したってことですか、それはどういう理由でされたのか。ハイブリッド車なら、脱炭素の精神に伝わるのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

電気自動車からハイブリッド車への変更ということなんですが、本年度当初からですね重点加速化交付金ということで、補助金を狙って様々な取組を事業化しておりました。

その中の一つが電気自動車の配置ということで考えておりましたけれども、今年度残念ながら補助金が獲得できなかったということで、そこに加えてちょっと電気自動車については、公用車でなかなか使用の頻度が多い公用車において、充電の時間が必要となるということもありましたので、補助金が獲得できなかったというところから見直しを図りまして、電気自動車からハイブリッド車へ変更をさせていただきました。

公用車の台数自体は確保していかないといけないということがあって、本年度ハイブリッド車を購入し、来年度については電気自動車の動向をもう少し見極めてからということで、電気自動車ではなく、庁舎の太陽光発電については蓄電池を設置して、その分の電気を確保していくというような、今、流れで組立てを考えているところです。

そのためちょっとこのたびこういう形で電気自動車分を、減額になった分を予算を減額させていただいたところです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、景山議員。

○6番（景山 登美男） 6番。

ちょっと、もとがわかつてないもんで変な質問しますけども、担い手確保経営強化支援事業補助金500万全額減額ということで、この内容のところにですね省力化事業へ変更したことによる減と、まずこれが一つあって、これの対応する歳出のところを探しますと、スマート農業導入支援事業、確かに内訳のところで国庫支出金は500万円減額になっておりまして、その他特財として1,190万円増となっております。この1,190万

は歳入で見ると、ふるさと応援基金繰入金だと思われます。

普通、500万円の補助がなくなったから、違うもので、500万円増額するならわかりますけども、1,190万が増額されていることは、事業そのものが増額になったということなんでしょうか。伺います。

○議長（早樋 徹雄） 6番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

6番、景山議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどありました500万の事業につきましては、もともと国の事業で、補助金の交付要綱の改正によりまして、この事業が使えないということになりました。

手を挙げられていた法人さんは、別の事業、県のスマート農業の事業に手を挙げられましたので、そちらのほうの事業を使われるということです。

この事業につきましては、そのほか、申請件数が11件ほど上がっておりました。法人が7件、個人が4件ほど今挙がってきておりまして、この事業をG P Sの田植機だったり、G P Sトラクター、水管理とか、そういった事業が使えるもので、ただ1件だけではなくて、ほかの方からも手が挙がっておりますので、その事業に対する補助金ということで増額になっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部議員。

○7番（安部 丘） 7番。

参考資料の4ページの款4、項2、目2、次期資源ごみ施設整備事業なんですかとも、これはイントロがあったので、そういうことで検討が必要だということで予算を積まれるのはわかります。

ただ、イントロがあった部分については、どの程度の検討期間を設けてやるのか。あるいは、それによって既存の計画に変更を来すような変更、要はスケジュール的な変更を来すような大きなものが潜んでいるのかどうか。そういったことが一切ご説明がないままに、この部分だけが進んでいくような形になっているというふうに大変気にしております。

事業自体が大きく、後倒しになるような話であれば、今度は既存の施設との絡みが出てきますので、その辺りはどのような計画の上でここまでをご承認されてるのかということをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

7番議員の質問にお答えいたしたいと思います。

次期一般廃棄物処理のあり方に関する再検討ということで、8月1日に、5月の全協のところでもお話をしておりまして、今回、その再検討に伴う支援業務を専門の業者に委託をすることでの話です。

まず、いつ頃をめどにこの部分、検討、決定をしていくかというところでございますが、この支援業務いろいろ細部について、細部の項目について検討を重ねていきたいと考えております。

例えば、もともと可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場、三位一体での施設整備というところがあったところですけれども、まずその施設整備を実際に対応していくのかどうかというところがございます。

また、再整備に移行するにあたったとしても、一括で実施するのか、期間を分けて実施するのかというところもあります。

また、さらに言いますと、今のごみ処理にあたりまして、業者委託、この方式も考えていくというところで、様々なポイントでの検討が必要になってくるというところで、その部分についての調整、資料調整であったりとか、整理をしていくというところで、この部分業務委託を基本的には年度、今年度いっぱいというところで、そういったところで、検証する材料が出そろった形、それまでのところでも検討はしていくわけですけれども、来年の夏場ぐらい、8月ぐらいのところをめどに結論付けていきたいというところでの今の整理となっております。

実際に、もともと三位一体の施設を整備するといったときには、令和14年度というのが一つ稼働年度として出ておったと思います。この部分に関して、今回この見直しを行うことで、実際の施設整備を行うとすれば、年度が後ろのほうへずれていくということを考えられる。

また、逆の話をしてると、民間委託ということが考えられるということになれば、逆のパターンも出てくるのかなというところ、いろんな想定のところで今話が動いております。

今、詳細のところについてお示しするものがないというところ、これから検討していくというところでありますが、一つの結論を見せるというところで、今年度中に、その部分を精査をして、令和8年度、新年度早期の段階で、何らかの決定をしたいというところで考えておるというところでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早瀬 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。4番。

先ほどの同僚議員の質問に関連するわけですが、その会議の場に持つて出る本町の意思というものはどういう確固たる信念を持って出て臨んでおられるのか。方針を定めて会議には出られるわけですが、どういう方針を持って出られるという、確固たる方針を教えていただきたいと思います。本町の考え方。

○議長（早瀬 徹雄） 4番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

各市町村で排出される廃棄物、これに関しましては、自治体の責任で処理をしていかないといけない、これが大前提としてございます。昨今のいろんな災害が起きます。災害が起きると、飯南町に限らず、その周辺の自治体も含めて大きな被害を被るということは十分に想定されます。

そういうことも含めて、広域的にごみ処理が確実に対応できる形、この部分については絶対に譲れないというところでの認識であります。

いろんな再検討の項目あるわけですけれども、その部分、実際にごみが処理できない状態、これができることを防がないといけない、この部分をまずもって協議にあたっていきたいと考えております。以上です。

○議長（早瀬 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早瀬 徹雄） 8番、平石議員。

○8番（平石 玲児） 8番。

15ページ、民生費、児童福祉費の中の子ども子育て支援事業36万円というところで、説明資料の中ですと3ページです。3ページの下から3段目です。

保育所のあり方検討委員会開催による増というところで、これは今回もでておる教育環境基本計画ともやっぱり保育所の問題、関連あると思うんですが、この検討委員会で、委員として考えておられる方はどういう方なのか、ご説明をお願いします。

○議長（早瀬 徹雄） 8番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

保育所の今後のあり方に関する検討委員会、こちらの委員会の構成員ということでご

質問いただきました。

現在想定しておりますのは、保育所の保護者代表の方、あと実際に保育所に勤務されているというところ、管理されているというところで、保育所長であったり、あと地域の住民の方も想定をしております。

また、今回社協の要望もいただいておると、実際に委託もさせていただいているというところでありますので、社会福祉協議会のほうからもお出かけいただきたいと考えております。

さらに識者アドバイザー的にですね、ちょっとまだ名前等はちょっと、なかなか、ここではお伝えできませんけれども、県のほうで保育的な業務、支援されてる方がおられるということで、少し話をさせていただいて、内諾というかその部分に関してご協力いただけるのではないかということで今動いておりますが、いずれにしても今回のものについては、それにかかる予算のほうも上げさせておりますので、この場ではここまで説明とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員。

○7番（安部 丘） 7番。

款、教育費、項、保健体育費、目、学校給食費で、説明書だと5ページ目の学校給食臨時管理費になるんですけども、物価高騰による学校給食の補助金ということで、町は学校給食に支援をされます。

飯南高校の寄宿舎に対しては、その部分について、これは県のマターだから県にお任せですというふうに考えられているのか、それとも町として何らかの支援を必要と考えられておるのか。

実際に、コメの買取り価格は1万5千円を超えるような状況になってきております。そういう状況の中で、年初こちらのほうは、確かに寮の食事代を上げられたうえでの状況だと思っています。非常に今、米の確保に苦慮されている現状があると私は聞いております。

これに対して町の支援を行う考えがあられるのかないのか、お答え願います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

飯南高校の寄宿舎の利用料につきましては、今安部丘議員がおっしゃられるとおり、今年度値上げをして対応されているというところです。

現時点では、値上げ部分の中で対応いただいているというふうにお聞きしておりますが、その辺りもう一度確認しまして、必要であればそういったところも検討していく内容となりますので、引き続き情報共有しながら進めていきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。4番。

概要説明資料の3ページ、3款1項1目の訪問介護事業支援補助金なんですが、これは350万出でるわけですが、是非ともこの訪問介護というのは継続していただかなければならぬ事業なので、この補助だからどうのこうの言うわけではありませんが、この考え方ですよね。この出すという。補助金を出すという。足りないから出すんでしょうが、根拠といいますか言われるままに幾らでも際限なくという考えが、こちらとしてはわいてくるわけですが、限度というか取組の考え方というのはいかがなものかということをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

4番議員のほうから訪問介護支援事業補助金への取組の考え方ということでした。

今、町内では社協が唯一、訪問介護事業やっているんですけども、令和6年度のほうから介護報酬の改定がございまして、実際的に、見合った金額が入ってこなくなっているところもございます。

それに対して、今の介護保険、今の訪問介護にしては、今中山間地域で継続する中で都会地のような形で思うほど介護報酬入ってこない部分もございます。その辺りをモデル的にどんな感じになるかというのをちょっとシミュレーションでこちらも考えまして、実際にとんとんになる部分でどうしたらどうなるかっていう辺りを、ちょっと考えましたところ、大体350万までのところ、上限350万までのところでは支援をしていこう。それ以上は、どちらかというと、幾ら欲しい。必要な財源というところで求められて、それをどんどん出していくっていうわけじゃなくて、実際にどのくらい必要になるかっていうところを、今の大体の規模のシミュレーションでやったところ、上限を350万ぐらいでっていうところが出てきましたので、一旦、これは前年度の実績に対して収支差額分、赤字部分を補填していく形を3か年とろうということで、令和6年度に制定した補助金です。

令和6年度のところでは、5年度の実績に対して、300万弱ぐらい296万ぐらいの赤

字が出たということで、その部分を6年度は補填してきました。で、実際、今回7年度のところで6年の実績はどうだったかっていうところを、社協のほうに聞きましたら、その介護報酬の改定があって入ってこなかった部分もちょっと影響があるようです。

それから、今の社協で成り立つように、人材を今、臨時さんのほうから正職員へ移行される中で、人件費の部分も若干かかってきているところもあるというところも伺う中で、ちょっと、今の状況では赤字部分がちょっと出てきたっていうところは聞いておりますが、今実際決めている上限額350万までのところは、今年度の補正対応で補助金を確定していく必要があるかなというところで、今回、補正で対応していただこうと思って今、上限額の350万円を計上しているところであります。

実際には今の社協さんがどうにか今の介護保険事業を、収支差額がないような形でやっていければいいんですけど、今その体制整備をしている中で、必要な部分の支援というところで今、町のほうで対応している状況でございます。以上です。

○4番（高橋 英次） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。

何となくわかったようなわからんような説明だったんですが、今後も継続でこういう350万というのは、上限を決めてされると理解してよろしいでしょうか。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

令和6年度から3か年というところで、今、統合、今特養の統合事業も含めて今調整されているんですけども、最終的にはそこに向けて対応していくというところで、今実際のところは3か年の縛りをつけて対応しているところです。

○議長（早瀬 徹雄） ほかにありませんか。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ちょっと補足させていただきます。本件につきましては、先ほど担当課長のほうから説明したとおりであります、2か年目ですね、補助支援になります。

このことについては、そもそもこうした中山間地域、点在してそのサービスの利用される方、どうしても不効率であります。こうしたところで、やっぱり介護報酬のところが課題であります、このことにつきましては、令和8年度の予算編成に向けて、先般、島根県の町村会としても、総務省を含めて関係機関のほうへも要望しております。

やっぱりこことこをですねしっかりと見直していかなければこの問題解決しないと

ころでありますので、やはり中山間地域、こうした条件不利地域にも、この実態に合った介護報酬にしていくということで、しっかりとそういったところ改善に向けて要望してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、景山議員。

○6番（景山 登美男） 6番。

今町長のほうから発言、その前に質問したらよかったですけども、そもそもこの介護報酬の引下げが起因となって、国の、去年、委員会でも、厚労省のほうといろいろ交渉というか協議もしましたけど、なかなかいい返事がなくて、そうしたところで、町のほうで前年度の収支の赤字部分といいますか、そうしたところについて支援をしてあげたいということで議会としても認めてきたというふうに認識しております。

これがたまたま今年は、今年というか去年が350万だということで、これはいいんですけども、さっきの課長の発言の中で、限度額という言葉がしきりに出てきたのが大変気になってる。特に限度額を強調せずに、あくまでも前年度の収支をいろいろ考えて、その収支の結果を考えて支援額を決めていきますというふうに言ってもらうと安心できるんですけども、いくらになっても350万しか出しませんよというふうな決意表明してもらって困るような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 6番、景山議員の質疑に対する答弁を求める。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

先ほど言われましたように、赤字がものすごく出た場合には、全額対応するべきじゃないかというような意味合いなのかもしれませんけども、実際のところ、いろんなやり方もあるでしょうし、社協さんの中でいろいろと考えてもらうやり方もあるうと思います。全てが、全てこれだけかかったのでこれが赤字という形で、いろんな組立てもあると思います。いろんな複合事業で、いろんな形で複合的に人件費もかかっているところがございますので、そのあたりを、大体モデルケース的なところを見させてもらって、350万ぐらいの限度額を設定させてもらって、そこから出た赤字部分については、何とか社協さんの自主財源のほうで対応していただくというような、当初から去年の段階からそういった形で、社協さんのほうともいろいろとこの補助金を制度を創設するにあたっていろいろと協議、話もしてきているところでございます。

というところで、補助制度自体の決めのところ、去年のところで社協さんとも話してきている中で、350万というところを設定させていただいておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

予算書16ページです。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費に生産物輸送費緊急支援事業というのがありますけども、ちょっとわかりますよ。気持ちは。気持ちはわかりますが、輸送の対象物、それと補助する相手方、もうちょっと具体的にいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

2番、伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

この補助をするものにつきましては、町内から、県内または県外の市場へ出す農産品の運送費が上がったことによりまして、そこに支援するものでございます。

品目といたしましては、パプリカ、メロン、トマト、その他の野菜となっております。

補助する相手でございますが、今のところJA雲南が、この市場に対して移送を行つてもらっておりますので、そちらのほうへ支援する形としております。

はい。すいません、このトラック移送につきましては、雲南市と合同でやっておりますので、雲南市と合同で支援する形としております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

「わかりますよ、気持ちは」って言ったのは、そこなんですよ。

J Aへ補助金として出すという説明ですけども、一般の生産者の中には、出荷先がJAでない人っていうのはたくさんあります。個人売買は別にしてですね、市場へ持ち込んで販売しておるというところもあると思うんですよ。そこは抜けてますよね。

だからJAだけに網をかけるんじゃなくて、全体に網をかけるというが必要じゃないかと思ってまして、そこら辺はどう考えておられます。

やっぱりこういうのは、ここで決まって、一般の人の目にとまるのは、やまやま議会報か何かぐらいしかなくて、金額だけのってるという格好で、一般の人にわからないうちにお金が出ていくんですよ。

それやっぱそうじゃなくて、こういう支援をしますよと。希望の方は手を挙げてくださいと。審査もあるかもしらんけども、できるだけ網を広くかけた事業にしていかな

いと本当に何かJAばかり補助金出して手伝うとかいうのが、どうも今みえみえなんだよね、何にしても。これまでいんじやないですか。そういう方向を考えていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

引き続いて質問いただきました。JA以外にも幅広に皆さんのが聞いてということでございました。

おっしゃるとおりで、JAさん以外のところでも、そういった市場に流しておられることもありますので、そういったところの声も拾いながら、今後検討していかなければと思います。

○議長（早瀬 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早瀬 徹雄） 7番、安部丘議員。

○7番（安部 丘） 7番。

先ほど農林水産業費、農業費の農業振興費の中で、残り2件についてちょっと質問させていただきます。

環境保全型農業直接支払支援対策事業ですけども、単純に補助面積の増による交付金の増となってますが、面積が1.5倍以上になるというのにわかに信じがたい部分がございまして、これは本当に面積の増加に対する増なのかということを確認したい。

もう一つは、担い手育成総合支援事業ですけども、これは、私は6月の一般質問の中で、農業の振興について質問した際に、町長のほうから、そういう専門官を配置することを検討したいということでお答えいただいた部分に該当するもんだと思うんですけれども、要はそういう支援制度を詳しく熟知し、その支援の相談から、受付から、最後の完了までを滞りなく面倒見ていける、そういう体制をつくっていくということでお答えをいただいたように思っておりますけれども、その金額が76万5,000円で済む話なのかどうかというのが非常にちょっと不可解な点もございまして、専門官という割には非常にこの中途半端な金額になっているのが、その理由がちょっとわかりませんのでそこの2つをお答えいただきたいです。

○議長（早瀬 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

7番、安部議員のご質問に答えたいと思います。

まず、環境保全型農業直接支援事業ですが、こちらにつきましては7年度からメニューが大幅に変わっております。当初予算の時点では内容が明らかになっていなかったこともありまして、取組に対して調査をした結果、増額となっております。

主な増額理由としては、緑肥の施用面積の増加ということで、メニュー変更があったことに伴うものでございます。

続いて、担い手支援センター専任職員の配置のご質問いただきました。

現在、声をかけさせてもらっておりますのは、元県職の方で、そういった農業技術センターの所長等もされた方で、精通している人に今、お声をかけさせてもらっております。週に3日の勤務ということで希望されておりまして、担い手支援センターは、産業振興課の中にございます。兼務ではありますが、職員も一緒にやっておりますので、そのこと、今回新たにお願いする方と、一緒になって業務ができればと思っております。

はい。金額は11月から、10月ではなくて11月からということで、お願ひをしております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

はい。それでは、一般会計につきましては質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和7年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号、令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号、令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、以上7議案。

教育経済常任委員会は、議案第55号、議案第61号、議案第62号、以上3議案。

予算特別委員会は、議案第56号、以上1議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会いたします。

本会議の再開は11日午前9時といたします。

なお、一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いいたします。  
一般質問をされない方はその旨ご報告をお願いいたします。  
ご苦労さまでございました。

**午後3時18分散会**

---